

福島県水環境保全基本計画（素案）

平成 22 年 11 月
福島県生活環境部水・大気環境課

目次

第1章 総説		
1 計画改定の趣旨	-----	1
2 計画の性格	-----	2
3 計画の期間	-----	2
4 計画の位置づけ	-----	2
第2章 基本理念と基本方針		
1 基本理念	-----	3
2 基本方針	-----	4
第3章 目標		
1 計画の基本目標	-----	6
2 水質保全目標	-----	6
3 施策の数値目標	-----	6
第4章 目標達成のための総合的施策		
1 清らかで安全な水質の保全	-----	18
2 自然の循環の保全と、豊かな水量の確保	-----	29
3 多様な生物を育む、人々が親しむ水辺地の保全	-----	32
4 水を大切に想う心を育てる、 水環境を守る活動の推進	-----	37
5 水環境を守る調査研究の推進	-----	41
第5章 計画の推進に向けて		
1 県民の参加及び事業者の協力	-----	43
2 市町村との連携	-----	43
3 計画の推進体制	-----	43
4 計画の進行管理	-----	44

第1章 総説

1 計画改定の趣旨

福島県は、大小の変化に富んだ湖沼や多数の河川、太平洋に面した長い海岸線、地域に密着した湧水や地下水など、豊かな水環境に恵まれています。

この豊かな水環境は、県民の様々な活動を支えており、また、多様な生物の生息や生育の場として、豊かな水辺地を形成しています。

本県では、平成8年3月に「福島県水環境保全基本計画」を策定し、県民、事業者、市町村などの各主体の参加と連携により、積極的に水環境の保全に取り組んできた結果、これまでの15年間で有機性汚濁の代表的指標であるBODやCODの水質環境基準達成率は着実に改善してきました。

一方で、水質環境基準が達成されていない水域では、工場・事業場などの水質発生源対策や生活排水対策、また、湖沼などの閉鎖性水域では、流入水の汚濁負荷低減の対策が必要であるとともに地下水では、揮発性有機化合物、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素などの汚染の未然防止と浄化対策が必要です。

また、平成21年度に実施した県政世論調査では、「海や河川、湖沼などの水のきれいさ」や「水辺やその周辺のごみの少なさ」に対する満足度が低い結果が出ており、海や川などの水辺地の美化に努めていく必要があります。さらに同年度実施した水環境保全活動団体アンケート調査では、「周囲の環境と調和した水と親しむことのできる水辺空間がある」に対する満足度が低く、人が水と親しみ、ふれあうことのできる海や川などの水辺地を保全する必要があるなどの課題が明らかになっています。

このことから、本県では、水環境を取巻く状況を踏まえて、継続して今後も課題に取り組んでいくために、前計画の基本目標や基本理念を引き継ぎ、この「福島県水環境保全基本計画」を改定しました。

この計画は、福島県総合計画「いきいき ふくしま創造プラン」の基本目標である「人がほほえみ、地域が輝く“ほっとする、ふくしま”」の実現に向けて、水環境の面から取り組んでいくとともに、環境の基本計画である「福島県環境基本計画」の下位計画として位置づけ、水環境に関連する他の計画とともに、本県の水環境を保全するための総合的な施策の推進を図り、県民や各種団体の自発的かつ連携、協力により将来にわたって良好な水質を保全し、豊かな水環境を引き継いでいくためのものです。

2 計画の性格

- 本計画は、本県の水環境を保全するための基本的方向を示すものです。
- 本計画は、水質、水量、水辺地、生物などの水及び水を取巻く環境を包括的にとらえ、豊かな水環境を将来にわたって保全し、引き継いでいくための総合的施策を示すものです。
- 本計画は、県内各地域の特性を生かし、県民、事業者、民間団体及び行政などのそれぞれが自発的かつ連携、協力して水環境の保全に取り組むための指針となるものです。

3 計画の期間

上位計画である「福島県総合計画」及び「福島県環境基本計画」が描く将来展望（30年程度先）や目標年度（平成26年度）を共有し、平成23年度から平成26年度までの4か年計画とします。

福島県総合計画「いきいき ふくしま創造プラン」が描く30年程度先のふくしまのイメージ

【美しい自然環境の継承】

- 豊かな山、川、海、湖沼に代表される美しい自然環境、さわやかな空気、清らかな水が保全されています。

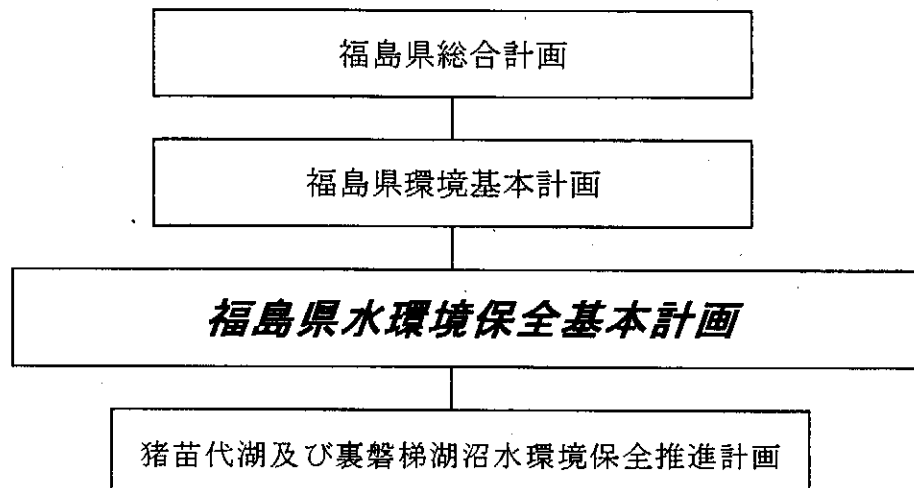
福島県環境基本計画

【基本目標】

- 自然も人もいきいき、未来につなぐ美しい“ふくしま”

4 計画の位置づけ

この計画は、福島県総合計画や福島県環境基本計画の実現に向けて、水環境の面から取り組んでいくもので、本県の水環境を保全するための総合的な施策の推進を図り、将来にわたって良好な水質を保全し、豊かな水環境を引き継いでいくための計画です。



第2章 基本理念と基本方針

1 基本理念

本県は、大小の変化に富んだ湖沼や多数の河川、太平洋に面した長い海岸線、地域に密着した湧水や地下水など、豊かな水環境に恵まれています。

この豊かな水環境は、健全な水の循環の中で形成され、県民の生活を維持し、様々な産業を支えており、多彩な地域文化を育む貴重な資源となっています。また、多様な生物の生息や生育に欠かせない水辺地を形成しています。

この水環境を保全するため、次に掲げる3つの基本理念を踏まえて、総合的かつ計画的な施策を進めていきます。

(1) 豊かな水環境の継承

良好な水質、豊富な水量、多様な生物が共生する恵み豊かな水環境を未来へ引き継いでいくことができるように、水環境の保全を図ります。

(2) 健全な水循環の確保

水環境は水の循環の中で形成されており、この循環を通して人の生活や社会活動あるいは自然環境を支える重要な役割を果たしています。

このような循環の中で、水環境の恩恵を享受していることを認識し、人間の様々な活動と自然環境が調和した健全な水循環の確保を図ります。

(3) 水環境を介した地域社会の活性化

水を活かした地域の営みを再認識し、県民、事業者、民間団体の主体的な取り組みと、行政を含めた相互の連携と協力により水環境の保全活動を進め、地域の新たな活力の創出を図ります。

2 基本方針

基本理念を踏まえ、水環境保全施策の柱となる基本方針を、「水質、水量、水辺地、生物多様性」の観点から、次の5つとします。

(1) 清らかで安全な水質を保つ

清らかで安全な水を確保することは、良好な水環境形成の基本です。
特に、私たちの生活に欠くことのできない飲み水の確保は最も重要なことです。このため、水道水の水源地域の森林などがもっている自然浄化作用を維持、回復するとともに、生活排水対策などの発生源対策を推進し、水源などの水質を将来にわたって守っていきます。
また、河川や湖沼、海域において、その水域の特性にあった良好な水質を将来にわたって保全していきます。

(2) 自然の循環を守り、豊かな水量を保つ

森林や農地などの自然環境を守ることを通して、水源かん養機能などを高めるとともに、自然の水循環機能を維持、回復し、河川や湖沼などにおいて豊かな水の量を確保していきます。
また、局地的、突発的な豪雨が近年増加しており、市街地での保水、浸透を積極的に進め、地下水かん養や濁流防止を図り、安定した水量を保っていきます。

(3) 多様な生物を育む、人々が親しむ水辺地を守る

水辺地は、多くの生物にとってその生息や生育には欠かせない大切な場であり、そこでは、多様な生物による豊かな活動が営まれています。また、水辺地は、私たちの生活に安らぎと潤いを与えてくれる場として重要な役割を担っています。
このような、多様な生物が共生し、人々が水に親しみふれあう水辺地を保全していきます。

1 (4) 水を大切に想う心を育てる、水環境を守る活動を広げる
2
3

4 人と水との文化や産業などの関わりには長い歴史があり、その中で学んだ水の大切さを次世代に伝えていくことは重要です。

5
6 小さい頃からの水とのふれあいや教育などを通し、水の大切さを認識し、水の恩恵に感謝する心を育てていきます。

7
8 水を活かして地域の活性化を図り、県民や各種団体の自発的かつ連携、協力による水環境保全活動の輪を広げていきます。
9
10

11
12
13 (5) 水環境を守る調査研究を進める
14
15

16
17 水環境に関わる問題は、ますます多様化、複雑化してきていることから、水環境保全への適切な取組みを進めるため長期的かつ多面的な調査や研究を行い、その成果を県民に分かりやすい形で情報提供するとともに、県と大学などの研究機関、行政が一体となって問題の原因究明に努め、早期に解決するための対応策を検討し実施していきます。

18
19 県民、事業者、民間団体及び行政などの各主体が連携しながら地域の水環境問題などに関する調査研究を推進し、環境教育・学習、情報収集・提供、調査研究などの総合的な拠点機能の充実に努めます。
20
21
22
23
24
25
26

第3章 目標

1 計画の基本目標

本県が誇る「清らかな流れの川、紺碧こんぺきの湖、潮目しおめの海」の中で、人々と水との様々な関わりや多様な生物の共生を身近に感じられる

「ほんとの川 ほんとの湖 ほんとの海」

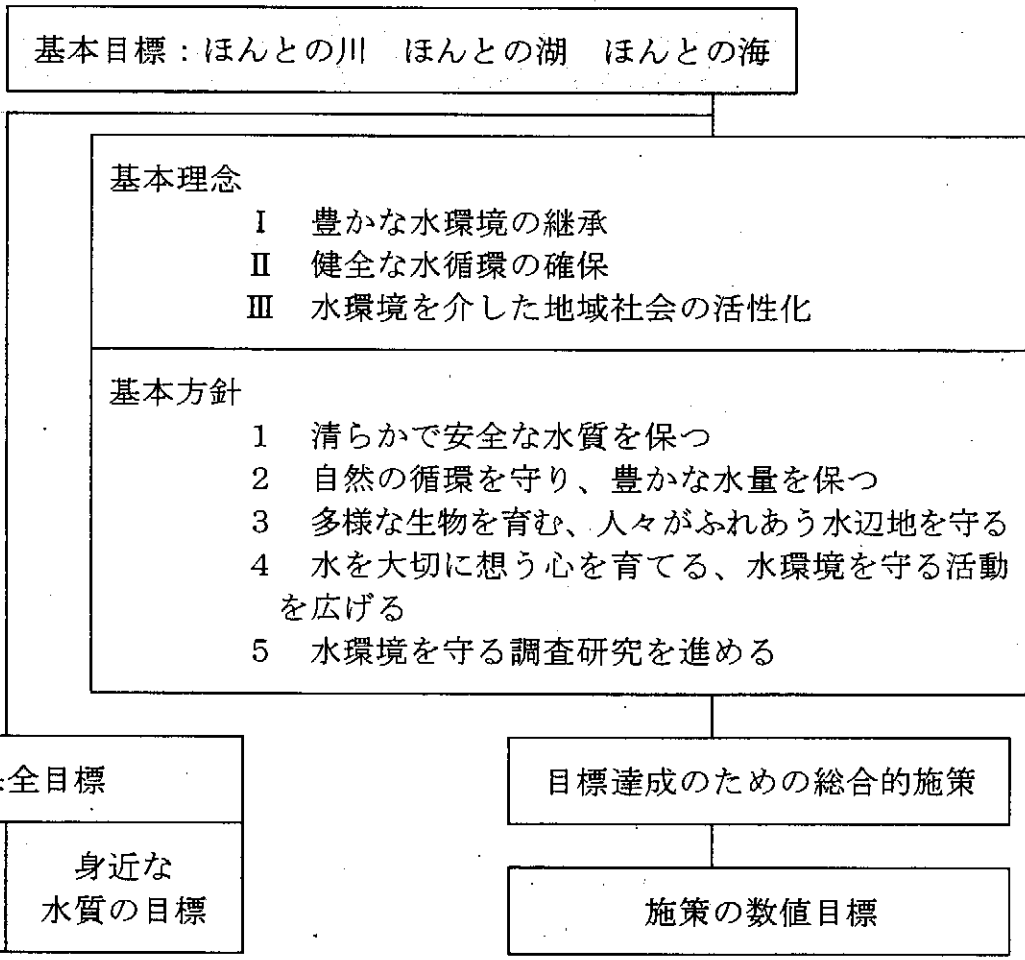
の実現を基本目標とします。

2 水質保全目標

基本目標の達成状況を具体的に表現したものとして、水質保全目標を設定します。

3 施策の数値目標

施策項目の達成状況を具体的に表現したものとして、施策の数値目標を設定します。



○水質保全目標

(1) 水質の項目別目標

県内の公共用水域及び地下水の水質の保全目標として、水質環境基準の健康項目及び生活環境項目などについて、それぞれの目標値を設定します。

5

(2) 身近な水質の目標

県民自らが身近な河川などの水質調査を実施したり、水質を保全するための実践活動を進める際に、水の汚れの状況を判断するのに分かりやすい目安として、身近な水質の目標を設定します。

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

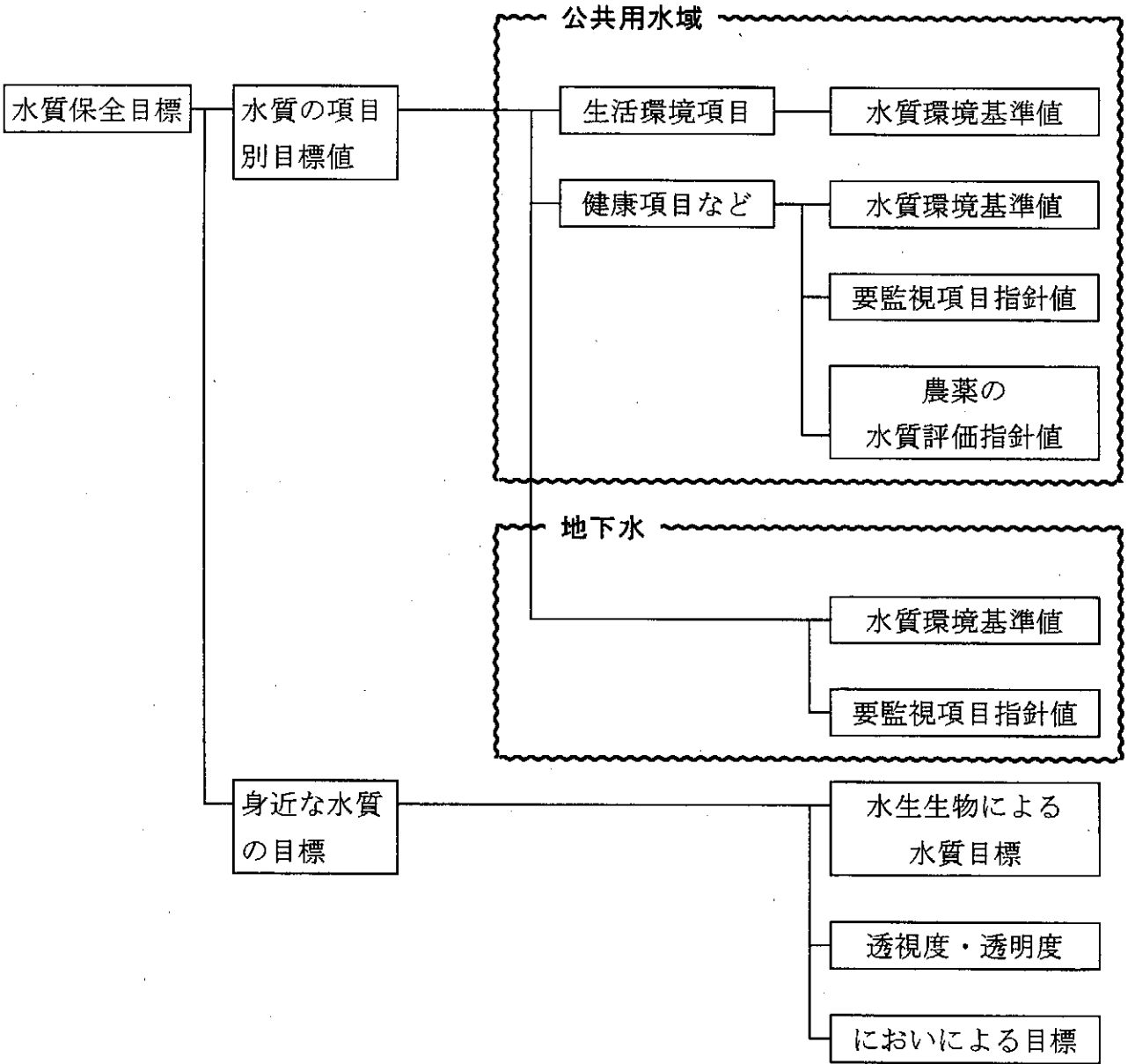
30

31

32

33

34



1 ○水質保全目標

2 (1) 水質の項目別目標

3 ① 公共用水域の生活環境項目の水質保全目標値

4 県内の公共用水域における生活環境項目の水質保全目標値は2つに区分し、それ
5 ぞれ次のとおり設定します。

7 〈目標値〉

8 I 水質環境基準の類型指定水域

- 9 ○指定されている水質環境基準値を目標値とします。
10 ○但し、B類型、C類型に指定されている水域については、上位の水質環境基準値
11 を目標値とします。
12 ○全窒素及び全りんについて、Ⅲ類型に指定されている水域は、上位の水質環境
13 基準値を目標値とします。

15 (表1)

17 II 水質環境基準の類型未指定水域の水道水源上流域

- 19 ○A類型の水質環境基準値を目標値とします。
20 ○湖沼及び人工湖の全窒素及び全りんは、それぞれⅡ類型の水質環境基準値を目
21 標値とします。

23 (表1)

27 表1 公共用水域の生活環境項目の目標値

水域	水質保全目標値		
	項目	現行の類 型	目標値 (目標の類型)
河川	BOD	A類型	2 mg/L以下 (A類型)
		B類型	2 mg/L以下 (A類型)
		C類型	3 mg/L以下 (B類型)
湖沼	COD	A類型	3 mg/L以下 (A類型)
		Ⅱ類型	0. 2 mg/L以下 (Ⅱ類型)
	全窒素	Ⅲ類型	0. 2 mg/L以下 (Ⅱ類型)
		Ⅱ類型	0. 0 1 mg/L以下 (Ⅱ類型)
全りん	Ⅲ類型	0. 0 1 mg/L以下 (Ⅱ類型)	
	Ⅱ類型	0. 0 1 mg/L以下 (Ⅱ類型)	
海域	COD	A類型	2 mg/L以下 (A類型)
		B類型	2 mg/L以下 (A類型)
	全窒素	Ⅱ類型	0. 3 mg/L以下 (Ⅱ類型)
		Ⅲ類型	0. 3 mg/L 以下 (Ⅱ類型)
	全りん	Ⅱ類型	0. 0 3 mg/L以下 (Ⅱ類型)
		Ⅲ類型	0. 0 3 mg/L以下 (Ⅱ類型)

② 公共用水域の健康項目などの水質保全目標値

県内のすべての公共用水域における健康項目などの水質保全目標値は3つに区分し、それぞれ次のとおり設定します。

〈目標値〉

I 健康項目

人の健康の保護に関する水質環境基準が定められている27項目については、それぞれその水質環境基準値を目標値とします。

(表2-1)

II 要監視項目

人の健康の保護に関連する物質として指針値が定められている要監視項目の26項目については、それぞれその指針値を目標値とします。

水生生物の保全に係る要監視項目(クロロホルムを除く)の指針値については、それぞれの指針値(生物A)を目標値とします。

(表2-2)

III 農薬

公共用水域などにおける農薬の水質評価指針値が定められている27農薬については、それぞれその指針値を目標値とします。

(表2-3)

表2-1 公共用水域の水質保全目標値 (I 健康項目) (27項目)

項目	水質保全目標値	項目	水質保全目標値
カドミウム	0.01mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		

1 表2-2 公共用水域の水質保全目標値 (II 要監視項目) (26項目)

2	項 目	水質保全目標値	項 目	水質保全目標値
3	クロロホルム	0.06mg/L以下	フェノブカルブ (BPMC)	0.03mg/L以下
4	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	イプロベンホス (IBP)	0.008mg/L以下
5	1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L以下	トルエン	0.6mg/L以下
6	p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L以下	キシレン	0.4mg/L以下
7	イソキサチオン	0.008mg/L以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L以下
8	ダイアジノン	0.005mg/L以下	モリブデン	0.07mg/L以下
9	フェニトロチオン (MEP)	0.003mg/L以下	アンチモン	0.02mg/L以下
10	イソプロチオラン	0.04mg/L以下	塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下
11	オキシシン銅 (有機銅)	0.04mg/L以下	エピクロロヒドリン	0.0004mg/L以下
12	クロロタロニル (TPN)	0.05mg/L以下	全マンガン	0.2mg/L以下
13	プロピザミド	0.008mg/L以下	ウラン	0.002mg/L以下
14	EPN	0.006mg/L以下	ジクロルボス (DDVP)	0.008mg/L以下
15	フェノール (河川及び湖沼)	0.05mg/L以下	ホルムアルデヒド (河川及び湖沼)	1mg/L以下
16	フェノール (海域)	2mg/L以下	ホルムアルデヒド (海域)	0.3mg/L以下

17
18
19
20
21

22 表2-3 公共用水域の水質保全目標値 (III 農薬) (27項目)

23	項 目	水質保全目標値	項 目	水質保全目標値
24	イプロジオン	0.3mg/L以下	ブタミホス	0.004mg/L以下
25	イミダクロプリド	0.2mg/L以下	ブプロフェジン	0.01mg/L以下
26	エトフェンプロックス	0.08mg/L以下	プレチラクロール	0.04mg/L以下
27	エスプロカルブ	0.01mg/L以下	プロペナゾール	0.05mg/L以下
28	エディフェンホス (EDDP)	0.006mg/L以下	プロモブチド	0.04mg/L以下
29	カルバリル (NAC)	0.05mg/L以下	フルトラニル	0.2mg/L以下
30	クロルピリホス	0.03mg/L以下	ペンシクロン	0.04mg/L以下
31	ジクロフェンチオン (ECP)	0.006mg/L以下	ベンスリド (SAP)	0.1 mg/L以下
32	シメトリン	0.06mg/L以下	ペンディメタリン	0.1mg/L以下
33	トルクロホスメチル	0.2mg/L以下	マラチオン (マラソン)	0.01mg/L以下
34	トリクロルホン	0.03mg/L以下	メフェナセット	0.009mg/L以下
35	トリシクラゾール	0.1mg/L以下	メプロニル	0.1mg/L以下
36	ピリダフェンチオン	0.002mg/L以下	モリネート	0.005mg/L以下
37	フサライド	0.1mg/L以下		

38
39

③ 地下水の水質保全目標値

県内の地下水の水質保全目標値は2つに区分し、それぞれ次のとおり設定します。

〈目標値〉

I 地下水の水質環境基準項目

地下水の水質環境基準が定められている28項目については、それぞれその基準値を目標値とします。

(表3-1)

II 地下水の要監視項目

地下水の人の健康の保護に関する要監視項目(22項目)については、それぞれその指針値を目標値とします。

(表3-2)

表3-1 地下水の水質保全目標値 (I 地下水の水質環境基準項目) (28項目)

項目	水質保全目標値	項目	水質保全目標値
カドミウム	0.01mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

1 表3-2 地下水の水質保全目標値 (II地下水の要監視項目)

(22項目)

2	項 目	水質保全目標値	項 目	水質保全目標値
3	クロロホルム	0.06mg/L以下	フェノブカルブ (BPMC)	0.03mg/L以下
4	1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L以下	イプロベンホス (IBP)	0.008mg/L以下
5	p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L以下	トルエン	0.6mg/L以下
6	イソキサチオン	0.008mg/L以下	キシレン	0.4mg/L以下
7	ダイアジノン	0.005mg/L以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L以下
8	フェニトロチオン (MEP)	0.003mg/L以下	モリブデン	0.07mg/L以下
9	イソプロチオラン	0.04mg/L以下	アンチモン	0.02mg/L以下
10	オキシシン銅 (有機銅)	0.04mg/L以下	エピクロロヒドリン	0.0004mg/L以下
11	クロロタロニル (TPN)	0.05mg/L以下	全マンガン	0.2mg/L以下
12	プロピザミド	0.008mg/L以下	ウラン	0.002mg/L以下
13	EPN	0.006mg/L以下	ジクロロボス (DDVP)	0.008mg/L以下

14
15

1 (2) 身近な水質の目標

2
3 <目標値>

4 I 水生生物による水質目標

5
6 河川における身近な水質目標は、「全国水生生物調査」(環境省)に示されて
7 いる「きれいな水(水質階級I)」の生息が観察できる水質とします。

8 (表4-1)

9
10
11
12
13 表4-1 水生生物による水質目標
14 水質階級と指標生物の関係

15 水質階級	16 指標生物	17 種類数
18 水質階級I	19 アミカ、ウズムシ、カワゲラ、サワガニ、ナガレトビケラ、 20 ヒラタカゲロウ、ブユ、ヘビトンボ、ヤマトビケラ	21 9種類

22
23
24 <参考> 水質階級と指標生物の関係

25 水質階級	26 指標生物	27 種類数
28 水質階級I	29 アミカ、ウズムシ、カワゲラ、サワガニ、 30 ナガレトビケラ、ヒラタカゲロウ、ブユ、 31 ヘビトンボ、ヤマトビケラ	32 9種類
33 水質階級II	34 イシマキガイ、オオシマトビケラ、カワニナ、 35 ゲンジボタル、コオニヤンマ、コガタシマトビケラ、 36 スジエビ、ヒラタドロムシ、ヤマトシジミ	9種類
水質階級III	イソコツブムシ、タイコウチ、タニシ、 ニホンドロソコエビ、ヒル、ミズカマキリ、ミズムシ	7種類
水質階級IV	アメリカザリガニ、エラミミズ、サカマキガイ、 セスジユスリカ、チョウバエ	5種類

1
2 <目標値>

3 II 透視度による水質目標

4
5 河川における身近な水質目標は、「水辺のすこやかさ指標（みずしる
6 べ）」水環境健全性指標 2009年版（環境省）に示されている「透視度が
7 70cm以上」とします。 (表4-2)

8
9 III 透明度による水質目標

10
11 湖沼においては、透明度で5m以上を目標とします。
12 (表4-3)

13
14
15
16
17 表4-2 透視度の目標値

透視度の目標
70cm以上

18
19
20
21
22
23
24
25 表4-3 透明度の目標値

透明度の目標
5m以上

26 *透視度の測定方法

27 透視度計（硝子製など）に水を入れ、上から底を透視し、標識板の二重十字（1mm
28 間隔）が初めて明らかになるまで、下の口から水を流出させた時の底からの水面の高
29 さを透視度と言います。透視度計が手に入らない時は、アクリルパイプなどを加工し
30 て自作し、使用することもできます。

31
32 *透明度の測定方法

33 直径25～30cmの白色円板を水中に静かに沈めていった時、白色物体として識別
34 できなくなった時の深さを透明度と言います。

35
36 <参考表4-2>

判定	透視度
1段階	50cm未満
2段階	50cm～70cm
3段階	70cm以上

37
38
39
40
41
42 <参考表4-3>

判定	透明度
非常ににごっている	50cm
にごっている	2m
澄んでいる	5m
非常に澄んでいる	10m以上

1
2 <目標値>

3 IV においによる水質目標

4
5 河川における身近な水質目標は、「水辺のすこやかさ指標（みずしるべ）」水
6 環境健全性指標2009年版（環境省）に示されている「においを感じない」水
7 辺とします。 (表4-4)
8

10
11
12 表4-4 水のおいによる水質目標

13 においの目標
14 においを感じない

15
16
17
18
19 *においの測定方法

20
21 容器に採った水を振り混ぜたあと、容器に鼻を近づけて、においを嗅ぎます。川の
22 水のおいを直接嗅げない場合は、川原で感じるにおいでもかまいませんが、その旨
23 を記録しておきます。
24

25 <参考>

26 判定	におい
27 1段階	とてもくさい
28 2段階	すこしくさい
29 3段階	においを感じない

第4章 目標達成のための総合的施策

1 図1 目標達成のための総合的施策の体系図

大分類	中分類	小分類
1 清らかで安全な水質の保全	① 水道水源の保全	ア 水源の水質管理の強化
		イ 水源地域の森林保全
	② 生活排水対策の推進	ア 下水道などの整備
		イ 浄化槽対策の推進
		ウ 生活排水対策重点地域の指定と支援
		エ 高度処理施設の整備の推進
		オ 家庭での生活排水対策の促進
	③ 産業系排水対策の推進	ア 工場・事業場排水対策の推進
		イ 農業、畜産排水対策の推進
		ウ 建設工事排水対策の推進
		エ 観光系排水対策の推進
	④ 地下水汚染対策などの推進	ア 地下水汚染防止対策の推進
		イ 汚染土壌の浄化対策の推進
	⑤ 化学物質などによる水質汚濁の防止	ア 化学物質などのリスク管理の推進
	⑥ 河川、湖沼、海域の浄化対策の推進	ア 自然浄化機能の活用
		イ 水域の直接浄化の推進
	⑦ 水質監視体制の強化	ア 公共用水域の監視体制などの充実
		イ 地下水汚染の監視体制などの充実
		ウ 新たな化学物質などによる汚染の動向調査
2 自然の循環の保全と、豊かな水量の確保	① 水源かん養機能、土壌の保水・浸透機能の維持向上	ア 開発における水源かん養機能などへの配慮
		イ 森林、農地などの保全と整備
		ウ 雨水の地下浸透対策の推進
	② 水の合理的利用の推進	ア 水の有効利用

1	大分類	中分類	小分類	
2	3 多様な生物を 3 育む、人々が親 4 しむ水辺地の保 5 全	① 多様な生物の共生する 環境の保全	ア 多様な水生生物などの生息・生育環境の 保全	
6			イ 在来種・希少種の保護と外来種対策	
7			ア 水生植物などの適正な管理	
8		② 水質浄化機能が発揮で きる豊かな水辺地の保全	イ 水辺地の清掃美化活動の推進	
9			ア 人と水や緑、魚などとのふれあいの創造	
10			イ まちづくりと一体となった水辺地などの 保全と創造	
11		③ 水とふれあう場の保全 と創造	ウ 地域のシンボルとなる田園風景などの 水辺地の景観保全	
12			4 水を大切に想 う心を育てる、 水環境を守る活 動の推進	① 水環境保全活動の推進
13				ア 民産学官の連携、協力・協働
14	イ 水を介した地域交流の推進			
15	② 環境教育の推進	ウ 水環境保全活動の支援・促進		
16		ア 環境学習機会の充実		
17		イ 環境情報の提供		
18		ウ 水環境保全活動の指導者育成		
19		③ 水を活用した地域の活 性化	ア 農林水産業及び商工業の活性化	
20			イ 観光地としての水利用	
21	ウ 地域の水の活用			
22	5 水環境を守る 調査研究の推進	① 調査研究の充実	ア 水質や生物の保全などに関する調査研究 の推進	
23			② 総合的な拠点機能の充 実	ア 研究機関の連携の推進
24		イ 監視体制の充実		

1 清らかで安全な水質の保全

(1) 現状

① 水道水源の保全

- 県内の水質環境基準達成状況は図2のとおりであり、工場・事業場などに対する排水規制や指導の強化並びに下水道の普及などにより水質環境基準達成率は向上してきました。
- 湖沼などの閉鎖性水域では、有機汚濁の代表的指標であるCODや窒素及びりんの水質環境基準を達成していない地点が依然としてあります。
- 平成21年度に実施した県政世論調査の結果は図9（32ページ）のとおりであり、「海や河川、湖沼などの水のきれいさ」についての満足度が39%にとどまっています。

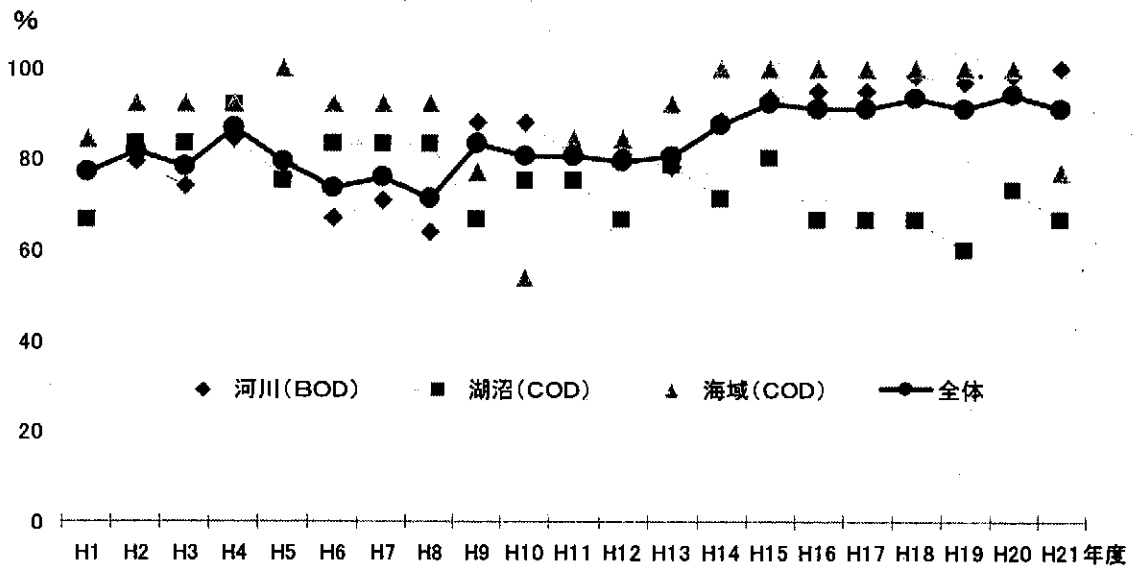


図2 水質環境基準達成率の経年変化

出典：平成21年度版福島県環境白書

- 健康項目の水質環境基準達成率の推移は図3のとおりで、平成13年度を除き、毎年100%の達成率となっています。

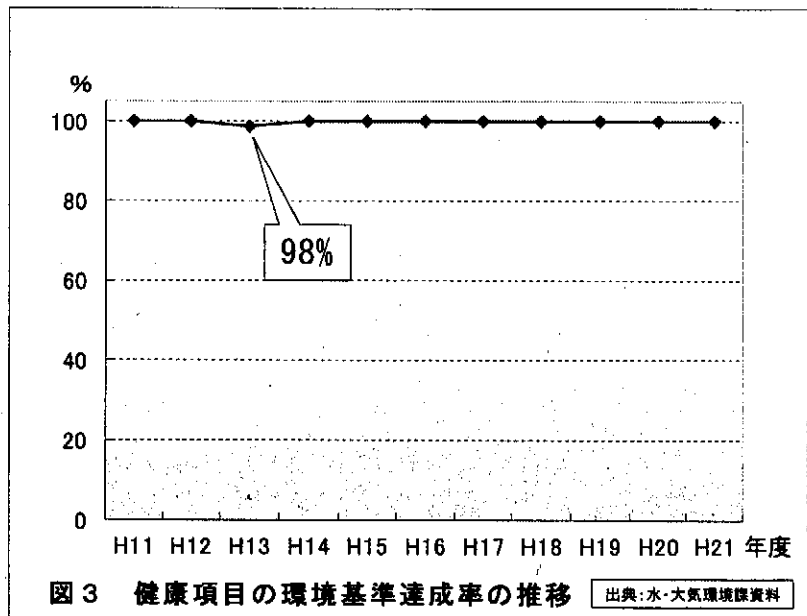


図3 健康項目の環境基準達成率の推移

出典：水・大気環境課資料

1 ② 生活排水対策の推進

2 ○全国と福島県の汚水処理人口普及率の推移は図4のとおりで、本県の同普及率は
3 平成21年度で73%となっています。一方、全国の同普及率は85%となっ
4 ています。

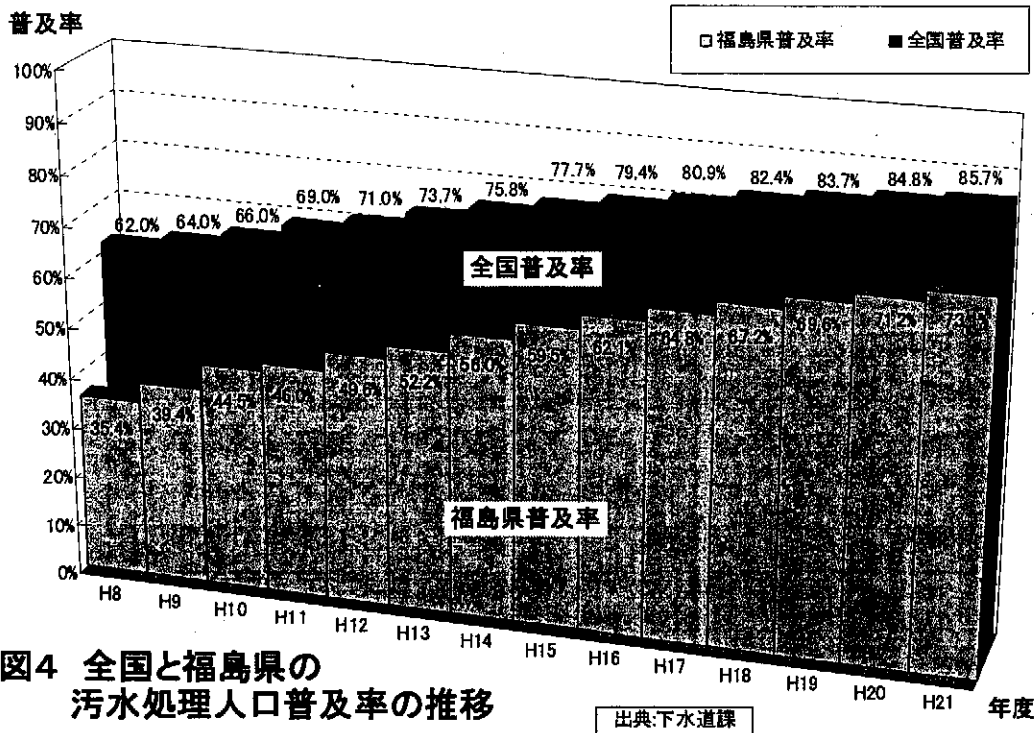


図4 全国と福島県の
汚水処理人口普及率の推移

5 ○河川などの水質汚濁の原因は図5のとおりであり、平成20年度のBODの排出負
6 荷量は、平成3年度の同負荷量よりも1日あたり50t減少し、77t/日となっ
7 ています。その内訳の汚濁原因としては生活排水系が34t、次いで農地・畜産系
8 が22t、工場系が12t、山林系が9tの順となっています。

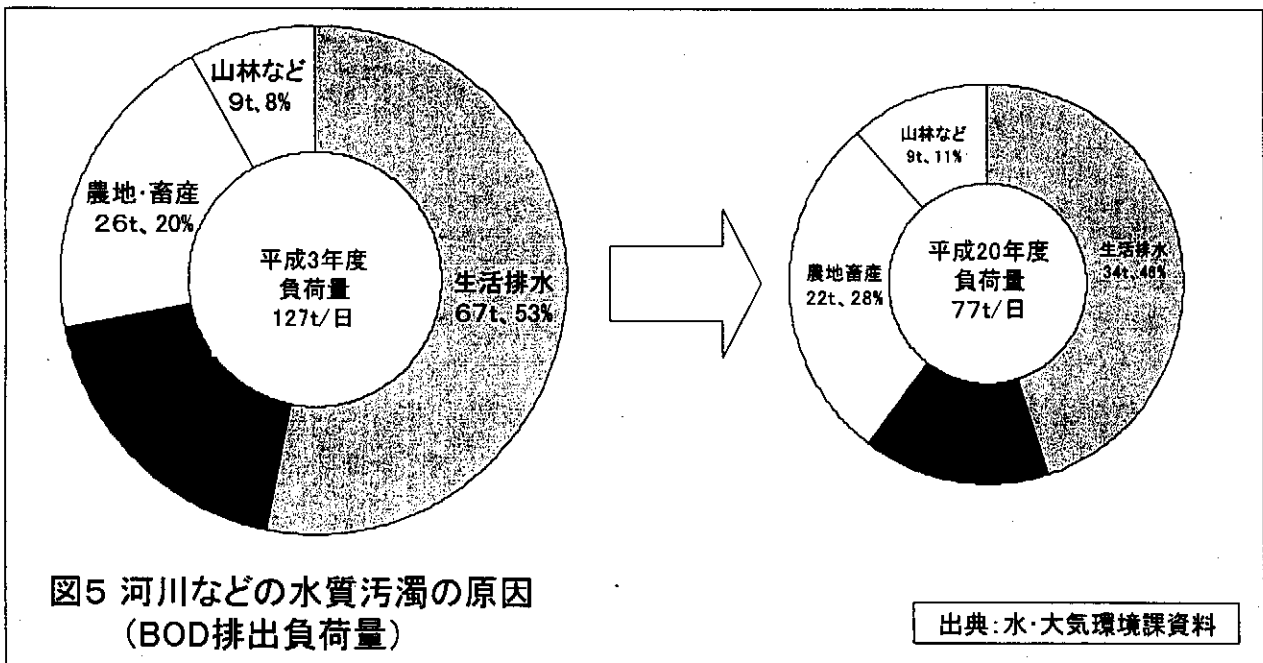


図5 河川などの水質汚濁の原因
(BOD排出負荷量)

- 1 ③ 産業系排水対策の推進
 2 ○水産加工業など小規模であっても汚濁負荷が高い工場・事業場があり、この排水
 3 も水質汚濁の原因となっています。
 4 ○観光地におけるプレジャーボートや水上バイクの利用が増加しており、これに
 5 伴う水質汚濁が懸念されています。
- 6 ④ 地下水汚染対策などの推進
 7 ○地下水の水質環境基準超過は毎年1～6件程度が新たに発見されており、基準超
 8 過項目としては、主に揮発性有機化合物や硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素です。

表5 地下水環境基準超過数の推移

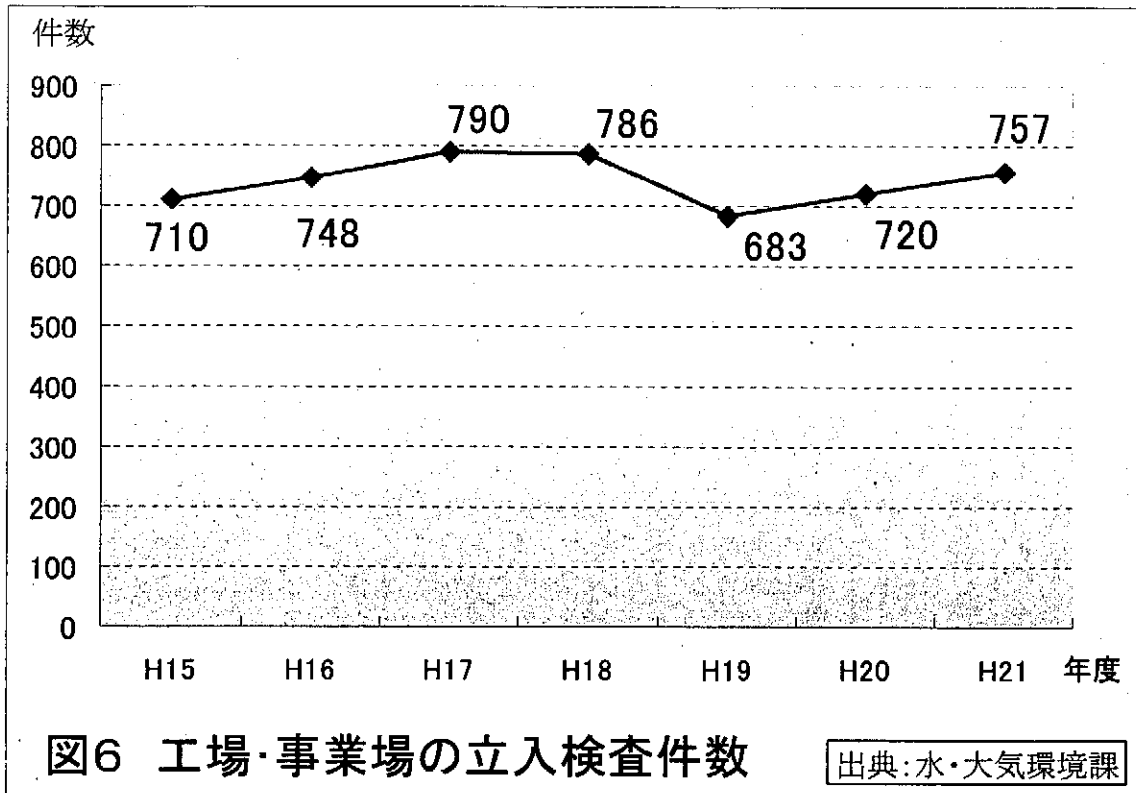
(単位：件)

年度	調査実施地点数	新たな水質環境 基準超過数
平成11年度	157	4
平成12年度	76	6
平成13年度	69	1
平成14年度	70	3
平成15年度	70	5
平成16年度	70	3
平成17年度	70	3
平成18年度	70	1
平成19年度	69	5
平成20年度	65	4
平成21年度	66	3

出典：水・大気環境課資料

1 ⑤ 化学物質などによる水質汚濁の防止

2 ○工場・事業場の立入検査の状況は図6のとおりであり、排水基準の遵守や水質汚
3 濁事故防止の指導を行っています。



4 ⑥ 河川、湖沼、海域の浄化対策の推進

5 ○田畑、山林、市街地などの土地利用が変化し、降雨により窒素やりん成分が過剰
6 に含まれている排水が閉鎖性水域に流入し水質汚濁の原因のひとつとなっていま
7 す。

8 ⑦ 水質監視体制の強化

9 ○水質測定計画に基づき県内全域の公共用水域や地下水の水質状況を監視していま
10 す。

1 (2) 課題

2 ① 水道水源の保全

- 3 ○全水域で水質保全目標を達成するために、継続して水質の向上を目指し取り組む
4 必要があります。
5 ○水道水源となっている閉鎖性水域の湖沼においては、水質の富栄養化などの対策
6 を進める必要があります。
7 ○荒廃が懸念されている水源地域の森林については、間伐などの森林を整備・管理
8 する必要があります。

9 ② 生活排水対策の推進

- 10 ○本県の汚水処理人口普及率は、平成21年度末で73%まで向上しているものの、
11 全国の普及率は85%であり、全国で34位とまだまだ低い状況であるため、さら
12 なる普及率の向上が必要です。
13 ○河川・湖沼などの水質改善を図るために、下水道などの整備やその接続率の向上、
14 下水道などの整備区域以外では、浄化槽の設置や既設の単独処理浄化槽から合併
15 処理浄化槽への転換が必要であり、また、処理水の高度処理化（窒素、りん対
16 策）も重要です。
17 ○水質の指標であるBODに係る汚濁負荷の排出量は図5のとおりであり、平成3
18 年度と比較し、全ての発生源において減少していますが、水質保全目標を達成す
19 るために、農地・畜産系や山林系の汚濁負荷の対策と併せて、生活排水系による
20 汚濁を低減する対策を進める必要があります。

21 ③ 産業系排水対策の推進

- 22 ○工場・事業場について、業種によっては小規模であっても汚濁負荷が高い場合も
23 あることから、閉鎖性水域や下流域での水利用に影響を及ぼしており、全ての工
24 場・事業場の排水対策の強化が必要です。
25 ○キャンプ、釣り、プレジャーボートなど水面や水辺地の利用の増加による汚濁が
26 懸念されており対策を検討する必要があります。

27 ④ 地下水汚染対策などの推進

- 28 ○揮発性有機化合物、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が水質環境基準を超えるなどの
29 地下水汚染がみられ、汚染の未然防止と浄化対策を進める必要があります。

30 ⑤ 化学物質などによる水質汚濁の防止

- 31 ○環境に影響を及ぼす水質汚濁事故の発生件数が増加傾向にあるなど、安全で安心
32 な生活環境の確保の観点から、工場・事業場の立入検査や事故防止対策の指導な
33 ど、一層推進する必要があります。

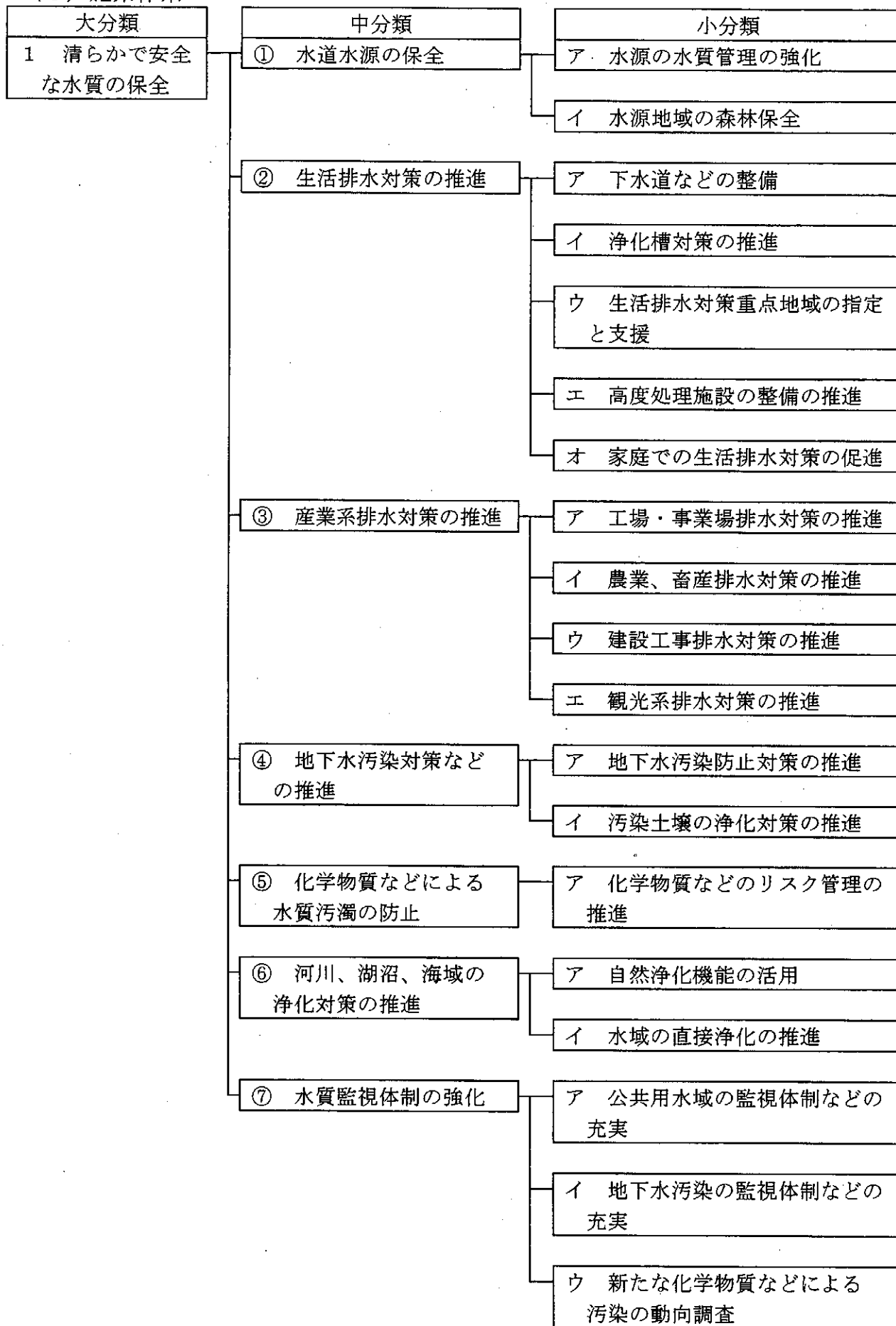
34 ⑥ 河川、湖沼、海域の浄化対策の推進

- 35 ○自然浄化機能を活用するため、岸辺の水生植物などを適切に管理する必要があります。
36 ○森林、農地、市街地などの土地利用が変化し、降雨によりこれらの土地からの排
37 水に栄養塩類が過剰に含まれ、閉鎖性水域の水質汚濁の原因のひとつとなってい
38 ることから、総合的な面源負荷の低減対策を実施する必要があります。

39 ⑦ 水質監視体制の強化

- 40 ○公共用水域の水質汚濁の状況や利水の変化などを踏まえ、水質汚濁に係る水質環
41 境基準の水域類型の新たな指定や見直しが必要です。また、水生生物の保全を図
42 る水域については、水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型を指定する必
43 要があります。
44

1 (3) 施策体系



1 (4) 施策の内容

2 ① 水道水源の保全

3 施策の数値目標

目標名	現況値 平成21年度	目標値 平成26年度	目標 区分
もりの案内人認定者数(累計)	403人	503人	↗
森林整備面積(参考値) ・環境へ負荷の少ない低炭素・循環社 会への転換を目的として森林整備を行 っています。	12,658ha	61,000ha (H22-26累計)	↗

13 ア 水源の水質管理の強化

- 14 ○「福島県生活環境の保全などに関する条例」などに基づき、工場・事業場の排出
15 水の水質について特別な規制措置を講じながら水道水源の安全性の確保及び水質
16 の向上を図るための措置を講じます。
- 17 ○水道事業者は「水道法施行規則」に基づく水質検査計画に基づき、原水から給水
18 栓に至るまでの水質状況を定期的に検査を実施します。
- 19 ○飲用井戸使用者に対しては、定期的な点検や水質検査などの衛生対策をとるよう
20 啓発します。

21 イ 水源地域の森林保全

- 22 ○林地開発許可制度の適切な運用により、水道水源地域の森林の保全を図ります。
- 23 ○水源かん養機能などが重要な森林については、保安林に指定するなど、その適切
24 な維持管理を図ります。
- 25 ○間伐を主体とした森林整備により、水源地域の森林の健全な育成を推進します。
- 26 ○福島県森林環境税を活用し、水源地域の森林保全に努めます。

28 ② 生活排水対策の推進

29 施策の数値目標

目標名	現況値 平成21年度	目標値 平成26年度	目標 区分
汚水処理人口普及率	73.1%	80.0% 以上	↗

35 ア 下水道などの整備

- 36 ○「ふくしまの美しい水環境整備構想～適正な生活排水などの処理に向けて～」に
37 基づき、公共下水道、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設
38 などの整備を進め、さらに、これらの下水道などへの接続の向上を進めます。
- 39 ○窒素やりんなどを除去する必要がある流域においては、高度処理施設の整備を図
40 り、放流水質の一層の向上を図ります。

41 イ 浄化槽対策の推進

- 42 ○下水道などの集合処理区域外の地域に住宅などを新築・改装する場合には、浄化
43 槽の設置について、理解を促します。
- 44 ○既設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換をさらに促進します。

○浄化槽の管理者に対し、浄化槽の適切な維持管理などの徹底を促し、併せて、研修会を開催するなどして、浄化槽法定検査の受検率の向上を図ります。

ウ 生活排水対策重点地域の指定と支援

○生活排水対策の推進が特に必要な地域は、生活排水対策重点地域に指定し、これに伴う生活排水対策推進計画の策定及びその計画の推進を支援します。

○市町村が行う生活排水対策に対する支援を行い、生活排水対策の充実を図ります。

エ 高度処理施設の整備の推進

○湖沼などの閉鎖性水域の水質改善を図るために、窒素やりんなどを除去する必要がある流域においては、高度処理型の浄化槽や下水道終末処理施設の整備や適切な維持管理に努めます。

オ 家庭での生活排水対策の促進

○県民一人ひとりが生活排水対策に関心を持ち、取り組むよう働きかけます。

○生活排水対策の必要性を各種広報媒体を通して発信し、家庭での生活排水対策を促進します。

③ 産業系排水対策の推進

施策の数値目標

目標名	現況値 平成21年度	目標値 平成26年度	目標 区分
エコファーマー数（累計）	16,977人	20,000人 以上	↗
工場・事業場の排水基準適合率			↗

ア 工場・事業場排水対策の推進

○水質汚濁防止法などに基づき、工場・事業場などにおいて排水基準が守られるよう監視、指導を行い、水質汚濁事故など緊急時には迅速・的確な措置を講じます。

○水質汚濁防止法の排水基準が適用されない小規模な工場・事業場のうち、地域特性や汚濁負荷の大きい業種については、県条例による規制などを含めて適正な措置を講じていきます。

○公害防止のための融資制度などの充実を図り、中小企業者が行う排水処理施設の整備を支援します。

○廃棄物処理施設からの排水について、適正な維持・管理が守られるよう監視、指導を強化します。

イ 農業、畜産排水対策の推進

○家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づき、家畜排せつ物の適正な管理を指導するとともに、畜産農家と耕種農家の連携強化によるたい肥の利用促進を図ります。

○環境と共生する農業の推進により、農林業から発生する有機性資源の循環利用による土づくりを進め、化学肥料の削減を図るとともに水環境への負荷軽減技術の定着を促進するエコファーマーの育成を図ります。

○肥料や農薬の適正使用についての指導の徹底と適正管理を促進します。

○家畜放牧などにおける家畜排せつ物については、河川などへ直接流入しない対策を講じるなど家畜ふん尿による水質汚濁を抑制します。

ウ 建設工事排水対策の推進

○建設工事に伴う濁水などの流出を防止するため、事業者による排水の自主管理体制の整備を促し、また、県が締結する工事請負契約書などで汚濁防止のための対策を講ずるよう指示します。

エ 観光系排水対策の推進

○県内に多く立地している観光・レクリエーション施設などの排水対策を推進します。
○キャンプ、釣り、プレジャーボートなど水面や水辺地の利用による汚濁を防止するため水質保全に向けた啓発活動に努めます。

④ 地下水汚染対策などの推進

施策の数値目標

目標名	現況値 平成21年度	目標値 平成26年度	目標 区分
地下水汚染の調査を終了した割合 (地下水汚染調査の終了地点数/地下水汚染調査地点数×100)	7.7%	モニタリング指標 (増加をめざす)	↗

ア 地下水汚染防止対策の推進

- 揮発性有機化合物などの有害物質の地下浸透を未然に防止するため、これらを取り扱う工場・事業場への監視指導を強化します。
- 農業生産活動による環境への負荷を最小限とするため、化学合成農薬や化学肥料の適正使用と環境と共生する農業を推進します。
- 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づき、家畜排せつ物の適正な管理を指導します。
- 地下水の水質汚濁の常時監視を行うとともに、汚染が確認された場合には、地下水の汚染原因の究明に努め、また、浄化対策について汚濁原因者などへの指導を強化します。
- 地下水汚染の浄化手法についての調査研究を進めるとともに、環境創造資金融資制度などを活用した汚濁原因者による地下水汚染の浄化対策を促進します。

イ 汚染土壌の浄化対策の推進

- 汚染土壌の浄化手法についての調査研究を進めるとともに、環境創造資金融資制度などを活用した汚濁原因者による汚染土壌の浄化対策を促進します。

⑤ 化学物質などによる水質汚濁の防止
 施策の数値目標

目標名	現況値 平成21年度	目標値 平成26年度	目標 区分
化学肥料使用量	72.2kg/ha (H20年度値)	72.2kg/ha	→
化学合成農薬使用量	8.5kg/ha (H19年度値)	8.5kg/ha	→
県内工業製品出荷額1億円あたりの化学物質排出量	104.9kg (19年度)	70kg	↘

ア 化学物質などのリスク管理の推進

- 化学物質などを使用する工場・事業場についての監視、指導を強化し、排水基準を守ることや処理施設の適正な管理の徹底を図ります。
- 新たな化学物質による環境汚染を未然に防止するため、先端技術産業などにおける使用化学物質の把握に努めます。
- 水質汚濁事故発生時には、関係機関と連携して被害が拡大しないよう措置を講じます。
- 工場・事業場における化学物質などの自主管理体制の整備を指導し、化学物質などの流出事故の防止に努めます。
- 福島県農作物病虫害防除基準に基づき、農薬の適正な使用を推進します。
- 農薬安全使用基準などを守るよう、農薬の安全な使用体制の確立を促進します。
- 福島県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱に基づき、ゴルフ場における農薬の安全で適正な使用や排水管理などの指導を強化します。

⑥ 河川、湖沼、海域の浄化対策の推進
 施策の数値目標

目標名	現況値 平成21年度	目標値 平成26年度	目標 区分
耕作放棄地解消面積	162.4ha	2,000ha 以上	↗
森林整備面積(参考値) ・環境へ負荷の少ない低炭素・循環社会への転換を目的として森林整備を行っています。	12,658ha	61,000ha (H22-26累計)	↗

ア 自然浄化機能の活用

- ヨシなどの水生植物群や微生物などによる自然の浄化機能を活用し、水域の浄化対策を推進します。
- 湖沼などの閉鎖性水域では、負荷成分や内部生産による水質汚濁の実態を把握するとともに、里地里山の保全再生などの面源負荷の低減対策を推進します。

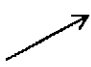
イ 水域の直接浄化の推進

- 水質保全を図る必要のあるダム貯水池周辺では、ビオトープ化などにより、水域の水質悪化を抑制します。

1 ⑦ 水質監視体制の強化

2 施策の数値目標

3

4 目標名	5 現況値 平成21年度	6 目標値 平成26年度	7 目標 区分
8 工場・事業場の立入検査件数 (再掲)	9 757件	10 850件	11 

12

13 ア 公共用水域の監視体制などの充実

14 ○水質測定計画に基づき、水質調査を実施します。また、水質汚濁の状況や利水の変
15 化などを考慮し、必要に応じて水質汚濁に係る水質環境基準の水域類型の新た
16 な指定や見直しを行うとともに、水生生物の保全を図る必要がある水域について
は、水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定を行います。

イ 地下水汚染の監視体制などの充実

○水質測定計画に基づき、地下水の水質調査を実施します。

ウ 新たな化学物質などによる汚染の動向調査

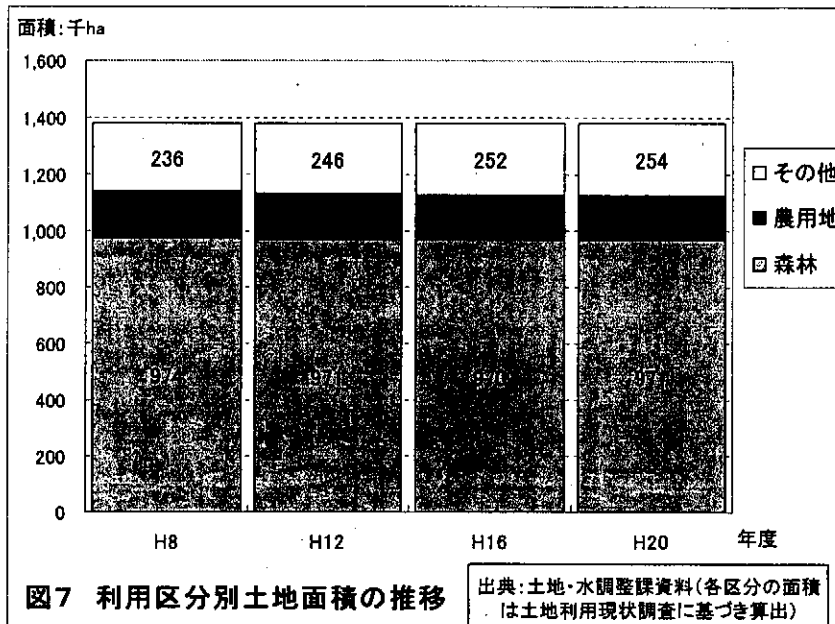
○排水基準のない新たな化学物質などの水環境での汚染の動向調査に努めます。

2 自然の循環の保全と、豊かな水量の確保

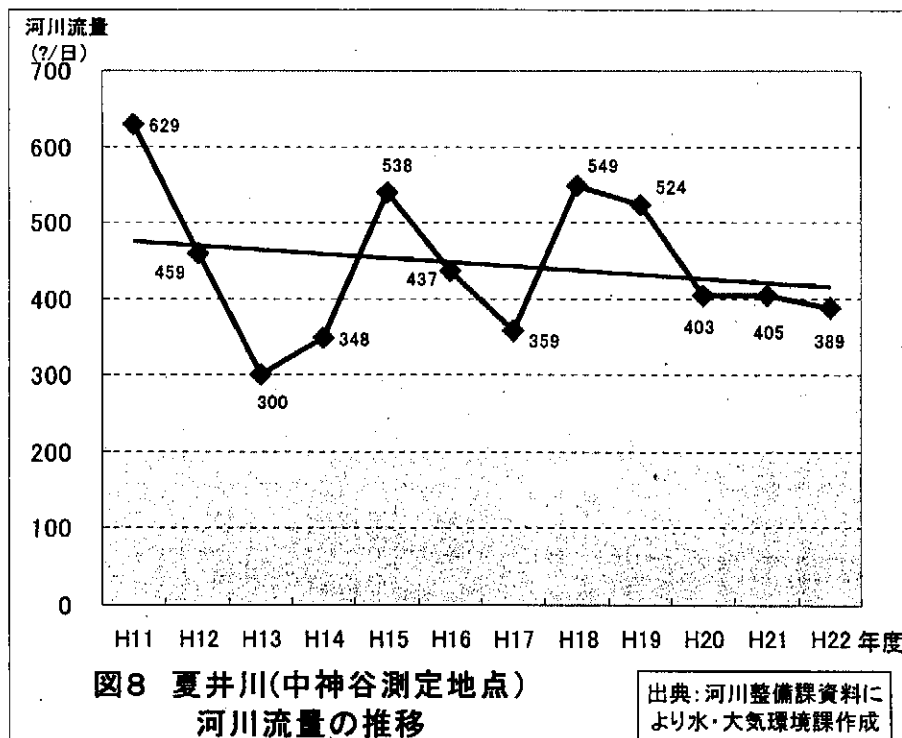
1 (1) 現状

2 ① 水源かん養機能、土壌の保水・浸透機能の維持向上

3 ○本県の利用区分別土地面積の推移は図7のとおりで、平成20年度の森林面積は
 4 971千haで県土面積の70%を占め、また農用地面積は153千haで県土面積
 5 の11%を占めており、これらは水源かん養機能を果たすとともに、安定的な河
 6 川流量の確保や清らかな水を供給するなど、水環境の保全にとって重要な要素と
 7 なっています。



8 ○森林や農地の持つ水源かん養機能の低下及び河川や湖沼の水量の減少が懸念され
 9 ています。ひとつの例として、夏井川(中神谷測定地点)(測定を始めた平成
 10 11年からのデータ)での流量は、図8のとおり減少傾向にあります。



1 ② 水の合理的利用の推進

2 ○水の有効利用について考えるきっかけとするため、水の作文コンクールなどの事
3 業を行っています。

4
5 (2) 課題

6 ① 水源かん養機能、土壌の保水・浸透機能の維持向上

7 ○都市部での市街化の進展に伴い、降雨時の河川流量の急激な増加や平常時の河川
8 流量の低下、地下水の量の減少などが懸念されています。

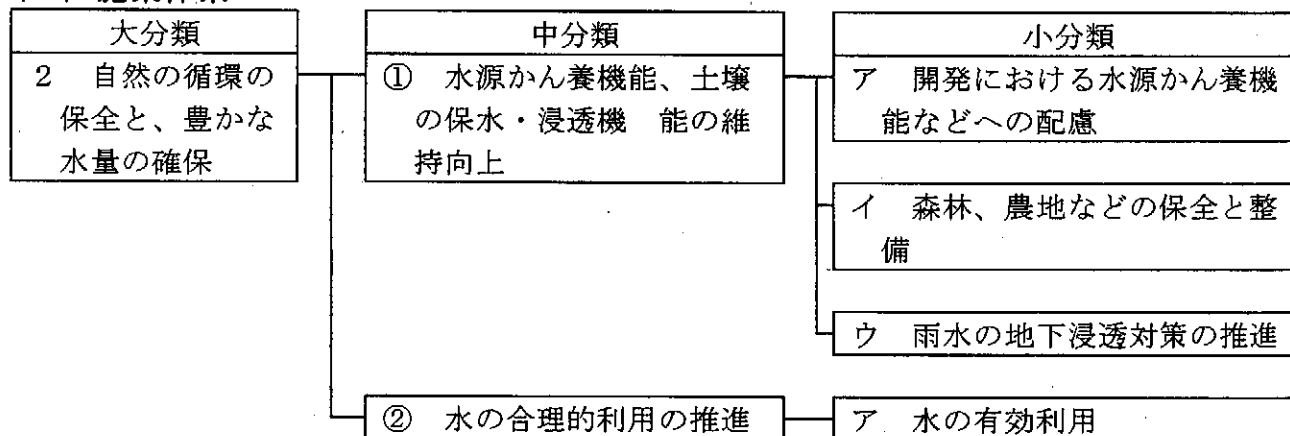
9 ○地域開発や用途転換の進行、農林業就業者の減少などにより十分な管理が行われ
10 ず、森林や農地の持つ水源かん養機能などの低下が懸念されており、森林や農地
11 を適正に保全する必要があります。

12 ○浸透性舗装や林地開発の際の貯留施設の設置、都市緑化の推進に努める必要があ
13 ります。

14 ② 水の合理的利用の推進

15 ○各流域においての水環境保全に必要な水量を確保するためには、水源かん養機能
16 などの維持向上を図るとともに、水利用の一層の合理化を進める必要があります。

17
18 (3) 施策体系



29
30 (4) 施策の内容

31 ① 水源かん養機能、土壌の保水・浸透機能の維持向上

32 施策の数値目標

目標名	現況値 平成21年度	目標値 平成26年度	目標 区分
水源かん養保安林の指定面積 (民有林のみ)	69,820ha	モニタリング指標	
耕作放棄地解消面積	162.4ha	2,000ha以上 (H22-26累計)	↗
自然公園面積	179,123.8m ² /人 H20年度	179,123.8m ² /人	→
森林整備面積(参考値) ・環境へ負荷の少ない低炭素・循環社 会への転換を目的として森林整備を行 っています。	12,658ha	61,000ha (H22-26累計)	↗

1 **ア 開発における水源かん養機能などへの配慮**

2 ○水源かん養機能などに配慮した適正な土地利用を進めます。

3 ○環境影響評価制度の適正な運用により、開発に伴う水源かん養機能などの著しい
4 低下を未然に防止します。

5 **イ 森林、農地などの保全と整備**

6 ○水源かん養保安林などの指定とその保全を図ります。

7 ○森林整備事業や治山事業を実施し、森林の水源かん養機能などの維持向上を図り
8 ます。

9 ○福島県森林環境税を活用し、水源かん養機能などの維持向上を図ります。

10 ○休耕田の利活用をとおして、農地の水源かん養機能などの向上を図ります。

11 **ウ 雨水の地下浸透対策の推進**

12 ○浸透性舗装や雨水浸透ますの普及及び緑地の保全や緑化の推進などにより、地下
13 水のかん養を図ります。

14
15 **② 水の合理的利用の推進**

16 **ア 水の有効利用**

17 ○雨水、下水処理水などの散水への利用や中水利用の促進など水の循環利用を進め
18 ます。

19 ○地下水の減少や枯渇による地盤沈下を防ぐため、福島県生活環境の保全などに
20 関する条例に基づき、地下水の適正な採取・利用を進めます。

21 ○工場・事業場における水の循環利用や再生利用並びに工場・事業場、一般家庭で
22 の節水など、水の合理的な利用についての普及啓発を行います。

23 ○ダム維持管理に必要な電気をまかなうため、ダムに発電施設を設けることによ
24 り、水の有効活用を図っています。

3 多様な生物を育む、人々が親しむ水辺地の保全

(1) 現状

① 多様な生物の共生する環境の保全

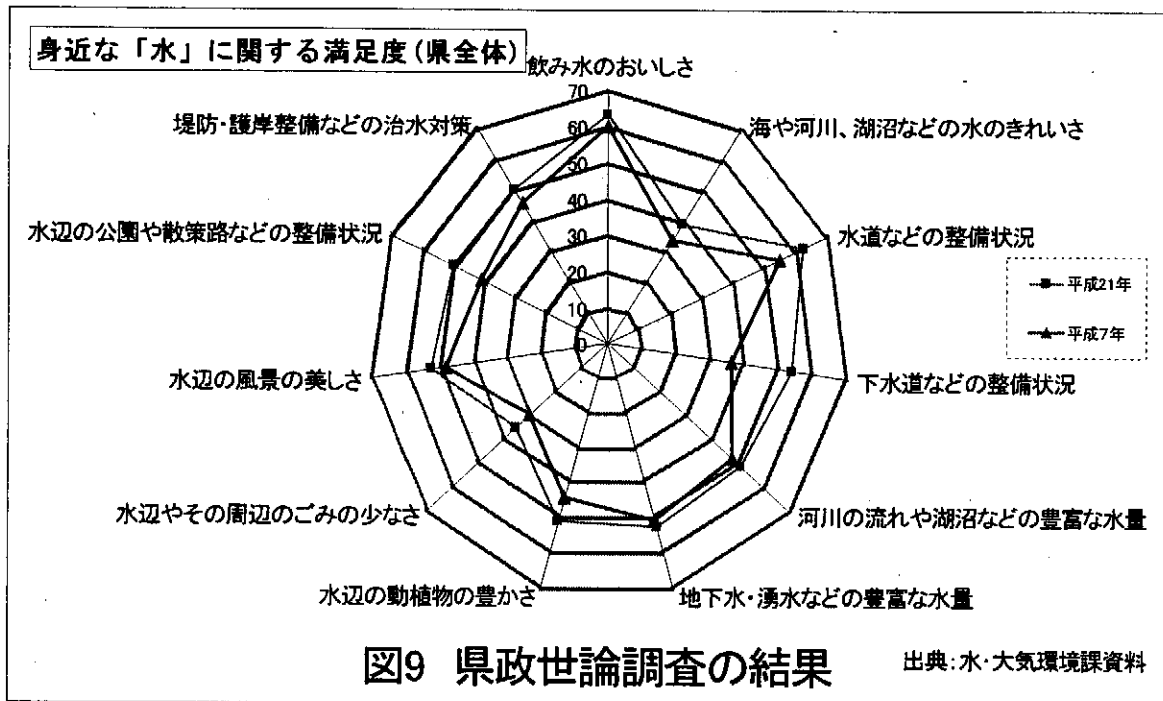
- 多自然川づくりやため池の水辺地の環境整備など、多様な生物が生息する環境を保全するための事業を実施しています。
- 平成21年度に実施した県政世論調査の結果は図9のとおりで、「水辺の動植物の豊かさ」についての満足度が50%となっています。
- 平成21年度に実施した水環境保全活動団体アンケートの結果は図10のとおりで、「水辺が生物の生息や繁殖に適した環境になっている」についての満足度が43%となっています。

② 水質浄化機能が発揮できる豊かな水辺地の保全

- 県内の河川や海などではボランティアによる清掃活動が行われています。
- 平成21年度に実施した県政世論調査の結果は図9のとおりで、「水辺やその周辺のごみの少なさ」についての満足度が35%となっています。

③ 水とふれあう場の保全と創造

- 日常的に川などの水辺地で遊ぶ子どもたちが最近では減少しています。
- 海などの観光地のガイドブックを作成するなど人と水とのふれあうきっかけ作りを行っています。
- 地域用水環境整備事業などを実施し、親水・景観保全施設や生態系保全施設を整備しています。
- ふくしまの水三十選など地域のシンボルとなる水辺地の景観保全を行っています。
- 平成21年度に実施した水環境保全活動団体アンケートの結果は図10のとおりで「周囲の環境と調和した水と親しむことのできる水辺空間がある。」31%となっています。



身近な「水環境」に関する満足度(県全体)

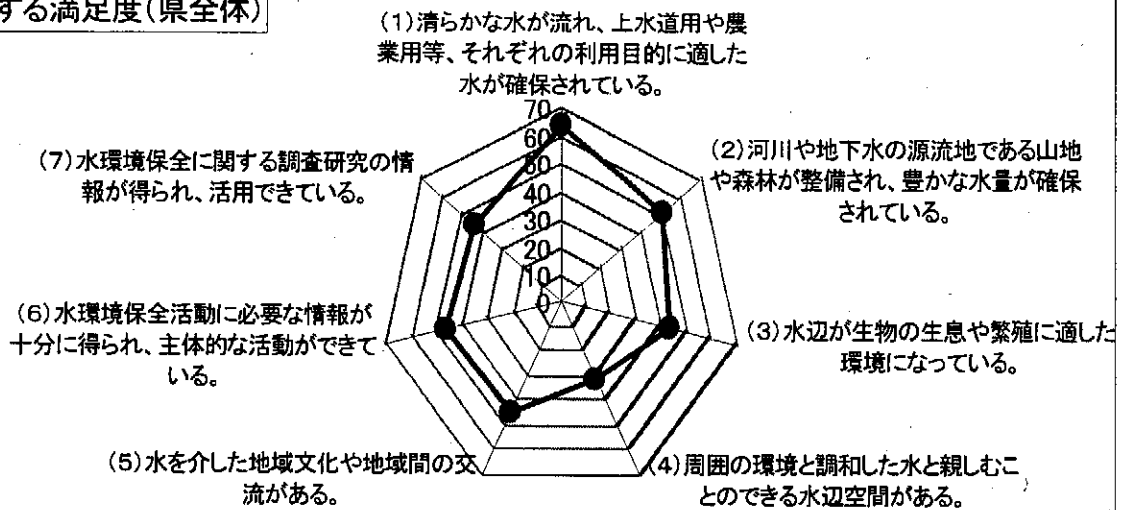


図10 水環境保全活動団体アンケートの結果

出典:水・大気環境課資料

1 (2) 課題

2 ① 多様な生物の共生する環境の保全

3 ○外来種の移入などにより生態系のかく乱が懸念されています。

4 ② 水質浄化機能が発揮できる豊かな水辺地の保全

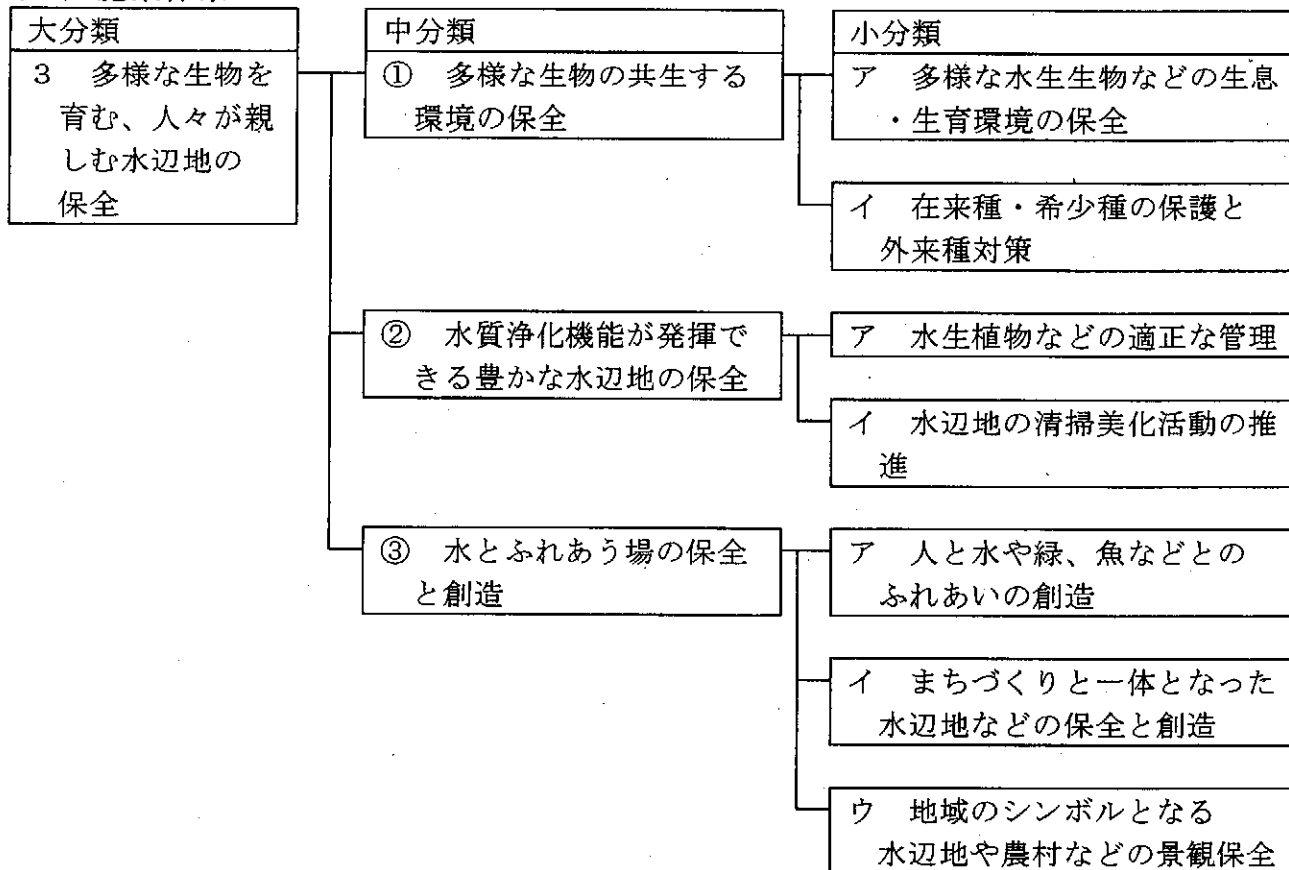
5 ○水辺地のヨシ原などは水質浄化機能を有すると共に、生物の重要な生息地となっ
6 たり、適切な管理のもと保全していく必要があります。

7 ③ 水とふれあう場の保全と創造

8 ○県民が身近に水を感じ、水とのふれあいを通じ、水を守ることを実践していくよう
9 な環境を整えて行く必要があります。

10 ○水辺地は、貴重な水と緑の空間として、地域の景観の形成に重要な役割を担ってお
11 り、地域の個性あるまちづくりの側面からも、周囲の環境と調和した水辺地を守り
12 育てていく必要があります。

1 (3) 施策体系



23 (4) 施策の内容

24 ① 多様な生物の共生する環境の保全

25 施策の数値目標

目標名	現況値 平成21年度	目標値 平成26年度	目標 区分
水生生物調査（せせらぎスクール）による水質階級Ⅰの比率	55.6%	モニタリング指標 （増加を目指す）	↗
市民参加型の外来魚駆除活動数	6活動	8活動	↗
カワウ保護管理計画の達成率	98.5% (H20年度)	100%	↗

35 ア 多様な水生生物などの生息・生育環境の保全

- 36 ○自然な里地里山や里海の保全に努めます。
- 37 ○河川整備などを行う場合は、河川整備計画に基づき環境に配慮した工法を取り入れ、水辺地の多様な生物の生息・生育環境と移動空間の保全に努めます。
- 38 ○イトヨやモリアオガエルなどの貴重な生物の生息場所で、特に保全が必要な地域については、自然環境保全地域などに指定し、その生息環境の保全を図ります。
- 39 ○環境影響評価制度を適正に運用し、水辺地の多様な生物の生息・生育環境と移動空間の保全に努めます。

1 **イ 在来種・希少種の保護と外来種対策**

- 2 ○生物多様性保全を推進するため、「みんなで守る地域の自然」事業などを実施し、
3 県民と連携しながら「生物多様性推進協議会」における検討を進めます。
4 ○ブラックバスやブルーギルなどの外来魚やカワウによる被害や生態系攪乱を防ぐ
5 ため、駆除や違法放流防止対策などの強化を図ります。
6 ○外来種の効果的な駆除技術の開発を行います。

7
8 **② 水質浄化機能が発揮できる豊かな水辺地の保全**
9 施策の数値目標

目標名	現況値 平成21年度	目標値 平成26年度	目標 区分
うつくしまの川・サポート制度 の取組み団体数	42 団体	48 団体 以上	↗

14
15 **ア 水生植物などの適正な管理**

- 16 ○河川改修事業においては、多自然川づくりを基本とし、各河川の特性に合わせ、
17 ヨシなど河川の浄化機能を有する水生植物などが再生できる工法の採用に努めま
18 す。
19 ○ヨシなどの水生植物を適切に管理するとともに、これらの植生を保全します。
20 ○水生植物群落のうち、良好な水環境を保全することが特に必要な区域として指定
21 した水環境保全区域の保全対策を推進します。

22 **イ 水辺地の清掃美化活動の推進**

- 23 ○水辺地の水質や景観の保全のため、猪苗代湖水辺環境保全事業などを実施し、清
24 掃美化活動を推進します。
25 ○環境美化活動について啓発を図り、ボランティア団体の協力・協働を得て実施す
26 るなど、地域住民主導による河川や海などの美化・浄化対策を推進します。

27
28 **③ 水とふれあう場の保全と創造**
29 施策の数値目標

目標名	現況値 平成21年度	目標値 平成26年度	目標 区分
水と親しめるふくしまの川づく り箇所数（累計）	67カ所	73カ所	↗

34
35 **ア 人と水や緑、魚などとのふれあいの創造**

- 36 ○「せせらぎスクール」や「田んぼの学校」などの事業を実施し、日常的に小川や
37 池などの水辺地に行き水や緑、魚などとふれあうきっかけを作ります。
38 ○「水の作文コンクール」や「猪苗代湖・裏磐梯湖沼フォトコンテスト」などを実
39 施し、水辺地について考え、ふれあうきっかけを作ります。
40 ○川や海などの水辺地を活用します。

1 **イ まちづくりと一体となった水辺地などの保全と創造**

2 ○まちづくりを推進する際には、多様な水と緑のネットワーク（ビオトープ・ネッ
3 トワーク）の形成と利活用に努めます。

4 ○湧水など地域に根ざした水辺地の保全と利活用に努めます。

5 ○地域に根ざした水辺地を活用した関係機関などとの連携による環境教育を進めま
6 す。

7 ○小川や池、海など、多様な生物の生息・生育の場であるとともに、地域の暮らし
8 や風景に密着した身近な水辺地の保全や復元を図ります。

9 **ウ 地域のシンボルとなる水辺地や農村などの景観保全**

10 ○地域の歴史的な町並み景観などと一体となった水辺地を保全します。

11 ○ふくしまの水三十選や湧水、海岸など地域の人々にとって親しみのある水辺地を
12 保全します。

13 ○周囲の田園景観や都市景観に調和した親水性の高い水辺地の保全を図ります。

14 ○農業用のため池や水路では、自然石による護岸の整備など、美しい農村景観の保
15 全・復元や周辺環境との調和に配慮します。

16 ○ボランティアや水環境保全活動団体、地域住民の方々が水辺地の果たす役割につ
17 いて理解を深め、協力・協働のもと維持・保全活動に取り組む体制づくりを推進
18 し、自分たちの手による愛着のある水辺地づくりを進めます。

1 4 水を大切に想う心を育てる、水環境を守る活動の推進

2

3 (1) 現状

4 ① 水環境保全活動の推進

5 ○猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会などの水環境保全団体の活動が定
6 着しつつあります。

7 ○阿武隈川サミットなど上流域と下流域の交流が活性化しており、流域間におけるの
8 水を介した人や情報の交流活動を実施しています。

9 ② 環境教育の推進

10 ○水辺地の美化活動や水生生物調査などを通して、水環境について学習し、水と親し
11 む活動を行っています。

12 ○環境アドバイザーなどの派遣事業により環境教育を推進しています。

13 ○平成21年度に実施した水環境保全活動団体アンケートの結果は図10(33ペー
14 ジ)のとおりで、「水環境保全活動に必要な情報が十分に得られ、主体的な活動が
15 できている」という項目の満足度は50%となっています。

16 ③ 水を活用した地域の活性化

17 ○豊かで美しい水により育まれた全国に誇れる景勝地、温泉、名水、湧水などの地域
18 資源、自然豊かな溪流などの釣り場、郷土食・ラーメンや地酒などの食文化、和紙
19 などの伝統工芸品、水にかかわる祭りなど、数多くの水に関する文化があります。

20

21 (2) 課題

22 ① 水環境保全活動の推進

23 ○水環境を保全していくためには、県民一人ひとりの理解と活動への自主的な取組み
24 が必要ですが、活動を定着させていくためには、なお一層支援する必要があります。

25 ○地域開発と水環境の保全の調和など水を巡る問題の解決のためには、上流域と下流
26 域の交流を活性化し、お互いの理解を深めながら水環境保全のための協力関係のあ
27 り方などを検討する必要があります。

28 ② 環境教育の推進

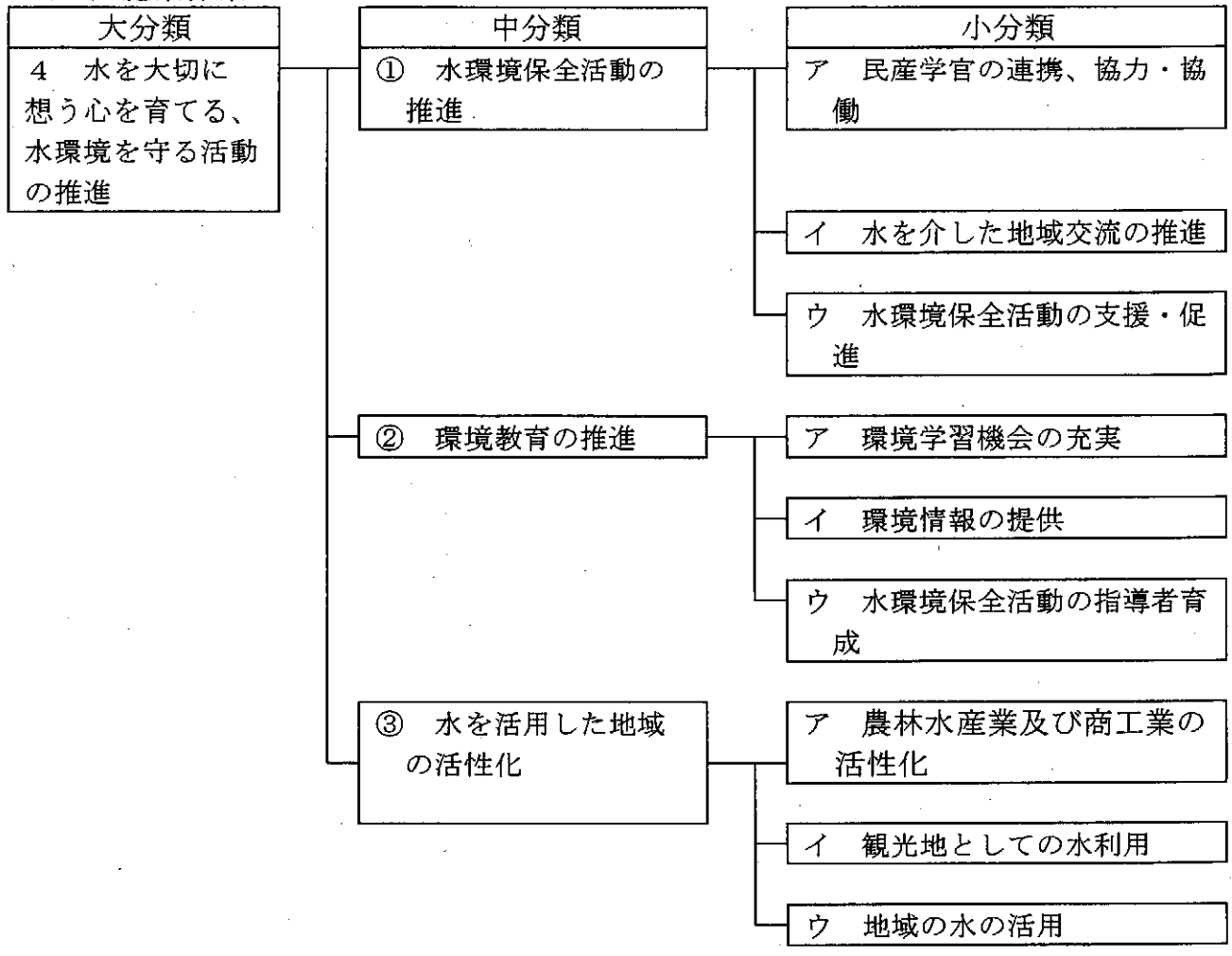
29 ○環境情報や環境学習の機会の提供、充実をさらに進めていくことが必要です。

30 ③ 水を活用した地域の活性化

31 ○地域の水文化の持つ高い価値に改めて着目し、水文化の回復・保全・伝承を図る
32 ことによって、水源や水環境の保全に関する理解を深め、水を大切に使う意識の
33 醸成を図るとともに、水を介した魅力ある地域づくりや観光の拡大に取り組む必
34 要があります。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26

(3) 施策体系



1 (4) 施策の内容

2 ① 水環境保全活動の推進

3 施策の数値目標

4 目標名	5 現況値 平成21年度	6 目標値 平成26年度	7 目標 区分
8 上下流連携による源流保全活動 事例数	9 60件 (H20年度)	10 60件	11 →

12 ア 民産学官の連携、協力・協働

- 13 ○県民やNPO法人などの民間団体、事業者、大学や研究機関、行政が連携し水環境保
14 全活動についての理解を深め、各主体が連携、協力・協働により活動を展開しま
15 す。
- 16 ○「ふくしま環境活動支援ネットワーク」のコーディネート機能の充実、強化など
17 により、様々な主体の環境保全活動を活性化させ、連携と協働を推進します。
- 18 ○河川改修などの事業計画を策定する際には、住民説明会などにより、地域住民や
19 地元市町村などに対して事業の必要性、改修計画などについて説明するとともに、
20 意見や意向の把握に努めます。
- 21 ○ボランティアや環境保全活動団体の協力のもと、水辺地が快適に利用できるよう
22 各団体の自主的な活動を促します。

23 イ 水を介した地域交流の推進

- 24 ○上下流域間における交流を行い、地域住民の協力、交流関係を構築します。
- 25 ○流域を超えた交流活動を推進するため、ボランティアや環境保全活動団体の協力
26 のもと、県内各地で水環境に関するフォーラムなどを開催します。

27 ウ 水環境保全活動の支援・促進

- 28 ○環境保全基金や「“きらめく水のふるさと磐梯”湖美来クラブ基金」事業などの
29 充実を図り、水環境保全活動団体の活動を支援します。
- 30 ○環境アドバイザー制度の充実を図り、水環境保全活動団体の活動を支援します。
- 31 ○水環境保全活動団体の活動に対し、情報提供したり、研修や交流機会の提供を行
32 うなど、活動の支援に努めるとともに、多くの県民が参加するよう呼びかけます。

33 ② 環境教育の推進

34 施策の数値目標

35 目標名	36 現況値 平成21年度	37 目標値 平成26年度	38 目標 区分
39 環境アドバイザーなど派遣事業 40 の受講者数（累計）	22,259人	30,000人	↗
せせらぎスクール参加団体数	156団体	200団体	↗
せせらぎスクール参加者数	8,510人	10,000人	

ア 環境学習機会の充実

- 学校や地域社会における身近な水辺地を活用した水環境学習の機会の充実を図ります。
- 環境アドバイザーなどを地域へ派遣し、水環境保全について啓発を行います。
- 各流域における水に関する活発な協議・情報交換などの機会を拡大します。

イ 環境情報の提供

- 環境に関連する情報や、環境教育・学習に関する様々な実践事例などについての情報を収集し、ホームページなどにより広く情報提供します。
- 水環境保全団体が実施している活動状況を情報提供し、他の地域などへの拡大を図ります。
- 水環境に関する情報の県民ニーズを把握し、求められる情報の収集・提供を行います。
- 公共用水域や地下水の水質汚染についての情報提供を行い、汚染の未然防止のための意識啓発を図ります。

ウ 水環境保全活動の指導者育成

- 地域において環境保全活動に積極的に取り組むリーダーを養成するため、実践的な知識を習得できる機会の提供・充実に努めます。
- 大学の教員や企業で働く環境の専門家などの協力のもと、学校教育や社会教育において体験型・実践型の環境教育をすることができる指導者の育成を図るとともに、これらの人材の活用により学校、地域などにおける自主的な環境保全活動を支援します。
- 環境保全活動に実践的に取り組む地域のリーダー、大学の教員、企業で働く環境の専門家などの連携が図られるよう交流活動やネットワーク形成を促進します。

③ 水を活用した地域の活性化

ア 農林水産業及び商工業の活性化

- きれいで豊富な水を利用して、県内農林水産物を核とした県産品の高付加価値化とブランド力の向上させ、販路拡大を図ります。

イ 観光地としての水利用

- 自然公園や海水・湖水浴場などの景勝地や温泉の地域資源や水に関する文化を全国に情報発信するとともに、河川、湖沼などの良好な水辺地を採勝するエコツーリズムや、水辺地に親しむためのレジャーや遊魚を促進するなど、良好な水環境の活用を図ります。

ウ 地域の水の活用

- 酒造りや名水販売、ラーメンなどの食文化、伝統産業、産業に欠かせない工業用水、水力発電など、本県の清らかな水資源の特性を活用した地場産業の振興を図ります。

1 5 水環境を守る調査研究の推進

2
3 (1) 現状

4 ① 調査研究の充実

5 ○「福島県科学技術政策大綱」(平成14年3月)に基づき、産学官が連携した環境
6 保全をテーマとした共同研究を進めています。

7 ② 総合的な拠点機能充実

8 ○「清らかな湖・美しい猪苗代湖の水環境研究協議会」などが設立されており、猪苗
9 代湖の水環境をめぐる調査研究の自発的かつ連携した環境保全活動が実践されてい
10 ます。

11
12 (2) 課題

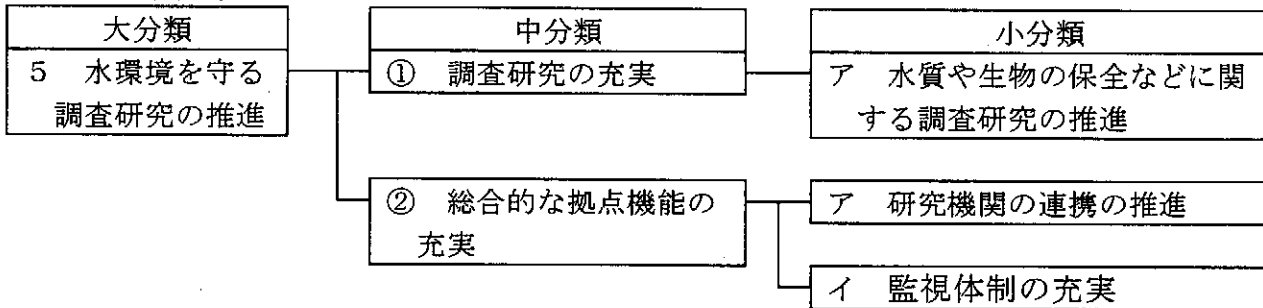
13 ① 調査研究の充実

14 ○水環境問題は、ますます多様化、高度化してきており、水環境に関する学際的な調
15 査研究の推進に努めていく必要があります。

16 ② 総合的な拠点機能充実

17 ○環境教育・学習、情報収集・提供、調査研究などの総合的な拠点機能の充実に努め
18 ていく必要があります。

19
20 (3) 施策体系



1 (4) 施策の内容

2 ① 調査研究の充実

3 ア 水質や生物の保全などに関する調査研究の推進

4 ○市街地や農地などの特定できない水質汚濁源についての実態把握とその対策に係
5 る調査を推進します。

6 ○閉鎖性水域の水質向上に関する調査研究を推進します。

7 ○森林や農地などの水源かん養機能などの向上に関する調査研究を推進します。

8 ○多様な生物が生息・生育できる水環境について調査研究を推進します。

9 ○調査研究した成果は、県民に分かりやすい形での提供に努め、各主体の取組を一
10 層促進します。

11 ○各主体の調査研究の成果を元に、問題解決のための対応策を検討する場を設け、
12 民間団体、事業者、大学や研究機関、行政などが一体となって実施していきます。

13 ② 調査研究体制の充実

14 ア 研究機関の連携の推進

15 ○県内外の大学などの研究機関や環境保全活動団体との連携を強化し、水環境に関
16 する総合的な調査研究を推進します。

17 ○民産学官連携による地域の環境課題等に関する調査・研究を推進するため、「ふ
18 くしま環境活動支援ネットワーク」（平成21年9月設立）の機能を強化するな
19 ど、水環境に関する環境教育・学習、情報収集・提供、調査研究の総合的な拠点
20 機能の充実に努めます。

21 イ 監視体制の充実

22 ○水環境の監視体制の充実に努め、水環境の保全を推進します。

1 第5章 計画の推進に向けて

2 本計画の基本目標である「ほんとの川 ほんとの湖 ほんとの海」の実現に向けて、県
3 民、事業者、市町村などの理解と協力を得て、計画の着実な推進を図っていきます。

5 1 県民の参加及び事業者の協力

6 本計画の着実な推進のためには、県民、事業者、市町村などが一体となって、水環
7 境保全のための各種の施策に積極的に取り組んでいくことが必要であり、県民や事業者
8 には、次のような水環境保全活動への主体的な参加が期待されます。

9 県は、これらの活動を積極的に支援するとともに、県民の意向を反映した施策の推進
10 に努めます。

12 (1) 県民の活動

13 県民は、節水や生活排水対策を進め、水環境への負荷の低減に努めるとともに、地
14 域の河川や水路などの清掃活動を行うなど、環境美化に努めることが大切です。

15 また、地域における水生生物の調査や水辺地の生物の生息環境などを見守り、水環
16 境の現状を自ら把握するとともに、身近な水環境づくりに参加し、関係者と協力しな
17 がら水環境保全活動を推進することが望まれます。

18 このため、環境情報や学習機会の提供を事業者、大学や研究機関と連携し推進して
19 いきます。

20 (2) 事業者の活動

21 事業者は、事業活動に伴う水環境への負荷の低減に最大限の努力をするとともに、
22 本計画に基づく施策に積極的に協力することが望まれます。

23 また、従業員の水環境保全に関するボランティア活動などを促進するとともに、
24 地域における水環境保全活動を積極的に支援することが求められています。

26 2 市町村との連携

27 身近な水環境の保全と創造は、地域の特性を生かし、住民の意向を反映させた地域づ
28 くりのなかで、市町村が主体的にすすめることが望ましい姿です。

29 特に、水環境を介した地域社会の活性化に向けて、流域の関係市町村が一体となって
30 水環境の保全に取り組むことが大切であり、各市町村は、流域の関係市町村と協力しな
31 がら、水環境の保全に関する方針を定め、本計画の趣旨に沿って県の施策と連携しながら、
32 総合的かつ計画的な水環境の保全対策に取り組んでいくことが望まれます。

33 このため、県は、市町村が主体となって進める水環境の保全や創造に向けた施策につ
34 いて、技術や情報、財政などの面で支援を行うことにより、緊密な協力体制を保ってい
35 くこととしています。

37 3 計画の推進体制

38 本計画に掲げる施策は広範囲に及ぶことから、全庁的に推進していく必要があります。

39 このため、県の関係部局で構成する「福島県水環境保全対策連絡調整会議」で本計画
40 に掲げる施策の総合調整を行い、県民の身近な水環境に対する評価を把握しながら、本
41 計画の着実な推進に努めます。

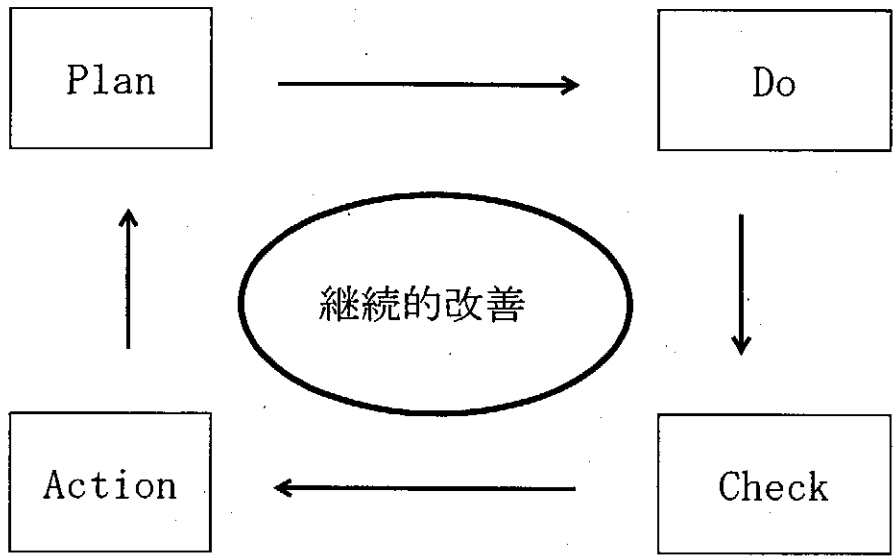
42 また併せて、本計画の基本目標の実現のために、環境保全団体や市町村などの関係機
43 関の理解と協力のもとに、施策の推進に努めます。

1 4 計画の進行管理

2 (1) 計画の進行管理

3 PDCAサイクルにより、本計画の目標などの進行管理を行い、継続的な改善を図
4 ります。

5	Plan(計画)	: 目標や施策内容などの計画を作成します。
6		
7	Do (実施)	: 計画に従い各種施策を実施します。
8		
9	Check (点検)	: 業務や事業の実施が計画どおり進んでいるかどうかを点検・評価・分析します。
10		
11	Action (見直し)	: 点検・評価・分析の結果に基づき改善案を作り、次の計画に反映します。
12		
13		
14		
15		



30 (2) 計画の見直し

31 今後の環境の状況の変化と社会経済情勢などに対応して、また、PDCAサイクル
32 に基づいた進行管理により必要に応じて見直しを行います。